令和8年度政府予算等に関する 要望書





令和7年11月 秋 田 県

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
Ι :	未来づくり	1
1	新たな地方創生の実現に向けた移住・就職施策等の強化について(拡充)	2
2	関係人口の拡大に向けた「ふるさと住民登録制度」の円滑かつ効果的な実施について(新規)	6
3	地方の税財政基盤の充実・強化について(拡充)	8
4	総合的な少子化対策への支援について(拡充)	16
5	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	24
6	多様性に満ちた社会づくりの推進について	28
7	安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について	30
П ;	観光・交流	33
1	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	34
2	持続可能な地域公共交通ネットワークの確立に向けた支援の拡充について	38
3	アリーナ(新県立体育館)整備にかかる財政支援について	40
4	インバウンドの地方誘客にかかる支援の拡充について	42
5	酒造原料米価格高騰にかかる支援について	44
6	秋田新幹線新仙岩トンネルなどの高速鉄道網の整備促進について	46
Ш,	農林水産	49
1	食料安全保障の強化に向けた対策の充実について(拡充)	50
2	ネット・ゼロの実現に向けた森林・林業・木材産業関連予算の確保について(拡充)	54
3	農業の持続的発展と国土強靱化に向けた農業農村整備事業等の予算確保について	56
4	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	58
5	新規就農者の確保・育成と農地集積・集約化の推進について	60
6	水田の収益力強化に向けた取組の推進について	62
7	各種資材価格の高騰対策について(拡充)	64
8	豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について	66
9	持続的な水産業の発展に向けた予算の確保について	68

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
IV)	· 産業	71
1	持続的な賃上げに向けた支援策について(拡充)	72
2	洋上風力発電にかかる発電事業者の撤退への対応について(新規)	74
3	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について(拡充)	76
4	カーボンニュートラル拠点の形成に向けた環境整備について(拡充)	78
5	環日本海交流や地域の拠点となる港湾の整備促進について	80
V	健康・医療・福祉	83
1	地方の実情を踏まえた診療報酬体系の見直し等について(新規)	84
2	医療人材の確保・地域偏在の解消に向けた制度の構築等について(拡充)	88
3	公的病院に対する財政措置の拡充について	92
VI 🕴	教育・人づくり	95
1	幼児教育・保育の提供体制の強化と質の向上について(拡充)	96
2	私立学校施設災害復旧事業の対象への専修学校及び各種学校の追加について	99
3	地方大学の運営に対する支援の充実強化について(新規)	100
VII	防災・減災・県土強靭化	103
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	104
2	県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について	106
3	大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策と被災者支援の充実について	110
4	治山事業及び森林病害虫等被害対策事業の予算確保について	112
5	災害に強く安全・安心な道路空間の整備について	114
6	持続可能な上下水道事業への支援について(拡充)	116
VIII :	環境・くらし	119
1	DX(デジタル・トランスフォーメーション)の加速化について(拡充)	120
2	ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について(拡充)	124
3	地域における脱炭素の推進のための情報把握にかかる環境整備について(新規)	128
4	空き家対策への支援について	130

I 未来づくり

I-1 新たな地方創生の実現に向けた移住・就職施策等の強化について(拡充)

内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進事務局 総務省自治財政局 文部科学省高等教育局 厚生労働省職業安定局

【要望の内容】

地方創生が本格的にスタートして10年が経過し、全国の地方公共団体がそれぞれ切磋琢磨しながら、様々な施策を展開してきたにもかかわらず、日本全体の人口減少と若者の東京圏への一極集中には、依然として歯止めがかかっていない。このような事態を打開し、真の地方創生を実現するためには、国がリーダーシップを発揮しながら、地方の取組を後押しし、人材の定着・地方への還流を図るための支援策を強化する必要がある。

《地方への人材の還流促進に対する支援と移住支援金制度の対象要件の緩和》

(1) リモートワークなどの多様な働き方の普及を踏まえた地方への移住・定住促進と、若者の県内定着・回帰を図るため、新しい地方経済・生活環境 創生交付金の十分な予算額の確保や対象経費の見直しを行うとともに、地 方財政計画における「新しい地方経済・生活環境創生事業費」の必要額の 確保など、地方が独自に行う取組に対し財政支援の充実を図ること。

また、東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、移住支援金制度について、支給対象者の居住・通勤要件の更なる緩和を図るとともに、距離や移動経費に応じて支給額を加算するなど、東京一極集中の是正に、より効果的な制度とすること。

《大学生等の就職・採用活動に関する政府要請の徹底と地方就職の促進》

(2) 新規大学等卒業予定者の就職・採用活動の日程について、毎年、政府として経済団体等に対する要請を実施しているが、就職活動の早期化に伴い、実際の大学生等の就職活動スケジュールとの間に大きな差が生じている。国として、この現状を正確に把握し、経済団体等を通じて事業主による採用活動日程の遵守等について、これまで以上に強く働きかけること。

また、地方就職学生支援事業については、大学生等が地方企業のインタ

ーンシップへの参加に要する交通費等を対象にするなど、地方でのキャリア形成を検討する段階における経済的な負担も支援する制度へ改めるとともに、学生に対する更なる周知徹底を図ること。併せて、移住支援金と同様に、支給対象者の拡大につながるよう要件の緩和を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、地方創生を深化させるために極めて有効な制度であるものの、移住関連事業における参加者の交通費や販促物(ノベルティ)などの個人給付に該当する費用は対象外とされていることから、事業効果を高める上での制約となっています。

また、当県では、地域の実情に応じたきめ細かな施策を実施しており、 引き続き自主性・主体性を発揮して地方創生の取組を進めていくための十 分な財源の確保が必要です。

移住支援金は、これまでも支給要件の一部緩和が図られてきたものの、 令和6年度に東京圏から当県へ移住した世帯(県関与分)のうち本制度の 利用は約2割にとどまっています。これは、支給対象者が限定的であるな ど、移住希望者のニーズと国の制度設計との間に、依然として隔たりがあ ることを明確に示しています。

また、総務省の令和6年の人口移動報告によると、東京圏への「転入超過」が再び加速していることを踏まえ、当県のように東京圏から遠く、移住に必要な費用がかかり増しになる地域への支給額を増額するなど、移住へのインセンティブを更に高めるための抜本的な見直しが必要です。

(2) 当県では、新規大学等卒業予定者の就職・採用活動の日程に関する政府 要請を踏まえ、大学生等を対象とした県内企業との就職マッチング機会と して、卒業前年度の大学生等を対象に3月に合同就職説明会、卒業年度の 大学生等を対象に6月に合同就職面接会を、それぞれ秋田労働局との共催 により毎年開催してきたものの、当該イベントに参加する大学生等の数は、 年々、減少傾向にあります。

一方で、民間企業が実施した令和8年3月卒業(修了)予定の大学生・大学院生を対象としたアンケート調査では、令和7年3月までに就職内々定を獲得した割合は54.3%と、実に半数以上の大学生等が卒業前年度中に内々定を得ており、さらに、政府要請の採用選考開始時期である令和7年6月時点では51.8%の学生が既に就職活動を終えているとの報告もあります。

このような就職活動の早期化は、地方企業の知名度不足と相まって、東

京圏の学生が、交通費など情報収集に伴う負担が大きい地方での就職について十分に検討しないまま、東京圏内で就職先を決定することにつながる可能性も懸念されます。

以上を踏まえ、まずは、国において、大学生等の就職活動の実態について、正確な把握に努めるとともに、周辺に大学等の数が少ない地方企業の採用活動が、大都市圏の企業に比べて不利にならないよう、採用日程の遵守やいわゆる「オワハラ」の防止など、経済団体等を通じて事業主に強く政府要請の趣旨を浸透させていくことが必要です。

また、当県のように東京圏から離れている地方は、就職を検討しようとする学生にとって、インターンシップ等のキャリア形成・情報収集のために往復する交通費が、経済的に大きな負担となります。

東京圏の大学生等の地方就職を促進するに当たって、令和6年度に創設された「地方就職学生支援事業」は有効な制度ですが、当県の交付実績は1件にとどまっています。今年度から、転居費用が対象経費に追加されたことを機に、今後の利用者を大幅に増やすため、国による対象大学への周知強化をはじめ、居住地や大学所在地の要件緩和、大学3年生のインターンシップ活動も対象に加えるなど、更に学生が利用しやすい制度への改善が必要です。

【参考資料】

移住者数 (県関与分・人)



県内大学生等の県内就職率 (%)



2026 (令和8) 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等 について(抜粋) 【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

下記の就職・採用活動日程ルールを原則とする。

- ・ 広報活動開始:卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・ 採用選考活動開始:卒業・修了年度の6月1日以降
- ・ 正式な内定日:卒業・修了年度の10月1日以降

広報活動の開始期日より前に行う活動は、不特定多数に向けた一般的なものにとどめ学生の個人情報の取得や個人情報を活用した広報・採用選考活動は行わないこと。

広報活動の実施に当たっては、その後の採用選考活動に影響を与えるもので はないことを十分に周知すること。

(担当課室名 あきた未来創造部移住・定住促進課)

I-2 関係人口の拡大に向けた「ふるさと住民登録制度」の 円滑かつ効果的な実施について(新規)

内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局、自治財政局 国土交通省国土政策局

【要望の内容】

地域との関わり方やその規模などを可視化し、継続的な関係を築くための仕組みとして、現在、国が検討している「ふるさと住民登録制度」が、今後の関係人口の拡大を図る上でのデータベースとなっていくことが期待される。

このため、市町村のみならず、都道府県単位でも登録データを有効活用できるような制度設計を行うとともに、その内容を早期に示すこと。

また、制度を実際に運用する役割を担うことが想定される地方公共団体への必要な財政的支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県は、人口減少と高齢化の進行により、地域活動の担い手不足やコミュニティの活力低下といった深刻な課題に直面しており、この課題解決のためには、地域外から多様な形で関わる関係人口を新たなパートナーとして巻き込んでいくことが不可欠です。

また、地域活性化を更に実現する上で、関係人口の拡大を図るとともに、二地域居住の推進など一層の深化が必要です。

しかしながら、現状ではその規模や関わり方を十分に把握できておらず、 効果的なアプローチが難しい状況にあります。

(2) 県内全ての市町村が関係人口拡大のための取組を行っており、県でもこれまで一元的な情報発信に努め、地域内外の人材をつなげる役割を果たしてきています。

また、地域との新たな関わり方として関心を集めている二地域居住についても、昨年11月に改正された「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」でその枠組みが整備されたことを受け、大館市が特定居住促進計画を策定するなど取組が進められています。

- (3) 現在、国において検討が進められている「ふるさと住民登録制度」の活用により、これまで把握が困難であった関係人口の実態データを可視化することで、新たな層へのアプローチや二地域居住に関する情報の提供など、市町村のみならず、都道府県が行う関係人口の拡大や深化に向けた取組に寄与することが期待されます。
- (4) 本制度の設計においては、早期に、随時、その詳細を明らかにすることで、各地方公共団体においては、より具体的な施策展開や予算編成につなげることができます。

また、より効果を高めるためには、市町村の取組に加え、都道府県単位での広域的な施策の企画立案やターゲットの分析にもデータを活用できることが重要であるほか、安定的・継続的な運営のためには、登録者へのサービスや情報提供のための費用など運用経費に関する地方公共団体への財政的支援が必要です。

(担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課)

I-3 地方の税財政基盤の充実・強化について(拡充)

総務省自治行政局、自治財政局、自治税務局 財務省主計局

【要望の内容】

(1) 本年8月から9月にかけての大雨災害からの復旧に要する経費が多額に 上ることから、特別交付税の配分に当たって特段の配慮を行うこと。また、 大規模災害が連続して発生し、復旧工事量が膨大で被災年度の発注が困難 な状況が常態化していることから、次年度以降も現年補助災害復旧事業債 と同等の措置の適用を可能とするなど柔軟に運用すること。

さらに、大雨災害を受け実施する治水対策などの防災対策には一定の年数を要することから、時限措置となっている緊急自然災害防止対策事業債及び、緊急防災・減災事業債の事業期間を延長すること。

- (2) 令和7年度においては、人の日常生活圏におけるクマの大量出没が続く中で多数の人身被害が発生しており、緊急的な対応に多額の一般財源負担が生じていることから、特別交付税の配分について特段の配慮を行うこと。
- (3) 令和8年度の地方財政計画の策定に当たっては、住民に身近な行政サービスを安定的・持続的に提供した上で、地域の実情に応じた取組を進めていくことができるよう、一般財源総額を確保すること。

特に、今後も引上げが想定される地方公務員給与に加え、物価・金利の 上昇や教員の処遇改善にかかる負担などによる避けられない歳出増につい て地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を増額すること。

(4) 「こども・子育て支援加速化プラン」により、国が全国一律で行う施策の実施に加え、現在政党間等で議論されている給食費無償化などの教育無償化が実施される場合については、地方公共団体の財政力に応じて地域間格差が生じることのないよう、ナショナルスタンダードの観点も踏まえ、国の責任において必要な財源を確保すること。

また、少子化については、全国的な課題であることから、地方が地域の 実情に応じてきめ細かに取り組む少子化対策について、各団体の創意工夫 が活かせるよう、国の責任により、地方財政措置を含め地方財源について 確実に措置すること。 (5) 地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを 提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必 要不可欠な「地方固有の財源」であることから、総額の確保はもとより、 地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行う こと。

また、令和2年度に措置された「地域社会再生事業費」の恒久化のほか、「地域デジタル社会推進費」については令和8年度以降も引き続き措置し、 条件不利地域に重点を置くなど、地域の実情を踏まえた現在の算定方法及 び算定額を維持すること。

- (6) 職員の寒冷地手当については、地域の実態を踏まえた対応が必要であり、 人材確保の観点からも特別交付税の減額措置を廃止すること。
- (7) 令和8年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債について、 事業期間の延長を行うほか、公用施設への対象の拡大を図るなど、より弾 力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確 保すること。

また、公共施設等を適切に管理していく上で、脱炭素化による維持管理 コストの低減は重要な要素であることから、令和7年度までとされている 脱炭素化推進事業債についても事業期間を延長すること。

(8) 東京一極集中が続く中、税収の偏在により拡大している地方公共団体間の財政力格差を背景に、行政サービスの地域間格差も顕著になっていることから、より一層税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、電気・ガス供給業に対する収入金額課税制度については、地方税収を安定的に確保する等の観点から、これを堅持すること。

さらに、県内に事業所等を有しない法人の風力発電施設等について、立 地する都道府県において周辺環境整備等の行政サービスを受けていること から、法人事業税の分割基準の対象とすること。

(9) 揮発油税、軽油引取税にかかる、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に当たっては、代替となる恒久財源が確保されるまでの間、地方揮発油譲与税及び軽油引取税の減収分について、国の責任において全額補填すること。

また、個人住民税における基礎控除等の更なる引上げ等を行う場合には、 安定的な行政サービスの提供及び地方財政への影響を十分に考慮し、国の 責任において代替となる恒久財源を確保すること。 (10) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の取組に対して、地方の意見を十分に踏まえながら、必要な財政支援等を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 本年8月から9月にかけての大雨災害は、農林水産関係及び公共土木施設の被害額が200億円を超える規模となり、被災した公共土木施設の応急復旧や国庫補助制度の対象とならない農地・農業用施設の復旧支援、小規模事業者の事業継続に向けた支援など、復旧に多額の一般財源負担を要していることから、特別交付税による支援が必要です。

また、当県では、令和4年以降、4年連続で夏季に大雨による大規模災害に見舞われ、必要な公共土木施設等の復旧工事量が非常に多くなっており、引き続き現年災害復旧事業債だけでなく、過年度災害復旧事業債で対応せざるを得ない状況が続いています。

大雨災害の発生により、復旧経費だけでなく、抜本的な治水対策など防災・減災に要する費用負担も非常に大きくなっていることから、被災した 自治体に対しては、手厚い地方財政措置が必要です。

- (2) 令和7年度においては、クマによる人身被害が多発する非常事態を受けて、県民の生命を守るための緊急的な対応として、警備会社による児童生徒の登下校中の見守りのほか、クマの捕獲作業等に対する自衛隊の派遣経費の負担などを行っていますが、こうした災害とも言うべき非常事態への緊急的な対応に多額の一般財源負担が生じていることから、特別交付税の配分について特段の配慮が必要です。
- (3) 地方公共団体が、人口減少対策はもとより、賃金水準の向上やDXの推進、脱炭素社会の実現、国土強靱化のための防災・減災対策などの重要課題に責任を持って取り組み、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に提供していくためには、地方交付税をはじめとして、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。

また、今年度の人事院勧告では34年ぶりに3%超の月給引上げと、高水準のベースアップとなり、かつ月例給・一時金ともに4年連続の増勧告となりましたが、当県においても賃上げの動きに対応して人事委員会勧告がなされており、今後も職員給与の引上げが想定されることから、人件費の更なる財源確保が必要です。

加えて、都市部の再開発計画・事業の著しい増加を踏まえた資材・労務

単価の上昇等による建設費の急激な増嵩や、行政サービス・施設管理等の 委託費の増加をはじめとした物価や金利の上昇、教職調整額の引上げなど の教員の処遇改善に対応するため、地方の負担増を踏まえた財源の確保が 必要です。

(4) 国内の令和6年の出生数は統計開始以来、初の70万人割れとなり、当 県においても出生数が過去最少の3,282人となるなど、早急な対策が 求められています。

当県では、少子化の大きな要因である若者の転出超過の抑制に向けて、 令和6年度に企業と連携した新たな奨学金返還助成制度を創設したところ ですが、ピーク時には約1億円の一般財源負担が見込まれています。

また、子どもの医療費助成についても所得制限を撤廃し、高校生までを 対象としていることから、約10億円の一般財源を負担しています。

このほか、大卒者等が専門知識を活かして活躍できる環境の整備や女性 の就業に向けたサポートの充実、結婚支援など総合的に実施しています。

少子化の克服に向けては、国が全国一律に行う施策と地方の創意工夫により行う施策が組み合わさることで効果的なものとなりますので、必要な地方財源を確実に確保することが必要です。

さらに、現在議論されている高校授業料無償化や学校給食費無償化など については、全国一律に実施すべきものであり、国の責任と財源において 実施する必要があります。なお、当県で高校授業料無償化に要する経費に 約6億円、学校給食費無償化には約36億円が必要になります。

(5) 広大な県土を有する一方、経済・財政基盤が脆弱で、人口の急減が大きな課題になっている当県にとっては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響することから、地方交付税総額の確保はもとより、地方公共団体間の財政力格差解消のための財源調整機能の維持・充実も重要です。

こうした地方の声を受けて、「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」が地方財政計画に計上されていますが、地方創生や地域社会の維持・再生のためには息の長い取組が必要であり、また、デジタルインフラの整備における都市と地方の格差などにより、地域におけるデジタル化の推進にも一定の期間を要することから、これらの費用の算定においては、条件不利地域に対する継続的な措置が必要です。

(6) 令和6年の人事院勧告では、過去の気象データを基に支給地域の改定が 行われましたが、これにより、これまで支給対象であった秋田市をはじめ とする沿岸部の市町村が支給対象外とされました。しかしながら、例えば 今回支給対象外となった秋田市は、わずか0.3℃の平均気温の差により除外されており、このような機械的な線引きは、暖房用燃料費などの負担が大きい雪国の生活実感から大きく乖離しています。

こうしたことから、令和6年の秋田県人事委員会の報告・勧告において、 寒冷地手当については、生活実態を考慮し、勤務地に加え、職員の居住地 が支給基準を満たす場合にも支給することとするなど、地方独自の給与上 の取扱を行うこととされましたが、国における支給基準を超えて支給した 場合には特別交付税の減額措置がなされます。

雪国の厳しい生活実態を踏まえた対応の必要性や人材確保の観点からも、 このような画一的な基準に基づいた寒冷地手当にかかる特別交付税の減額 措置は廃止すべきと考えます。

(7) 当県では、全国に先駆けて人口減少が進んでいる状況に対応するため、「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」(座長:辻琢也 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授。以下「有識者会議」という。)からの提言(令和6年3月)を踏まえ、現在、公共施設等の集約化・複合化などの検討を進めています。

令和7年度の地方財政対策として、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)に除却事業が追加されるなど一定の拡充が図られていますが、地域の理解を得ながら事業を進めるには時間を要することから、令和8年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の事業期間の延長による安定した支援制度が必要です。

また、人口減少下における適切な行政サービスの提供体制構築に向けて、 地方機関の集約・統廃合等の抜本的な見直しに対応するため、起債対象を 公用施設へ拡充することも必要です。

さらに、公共施設を適切に管理していく上で、脱炭素化による維持管理 コストの低減は重要な要素であるとともに、再生可能エネルギー先進県と して、カーボンニュートラルに関する取組を加速していくためにも、令和 7年度までとされている脱炭素化推進事業債の事業期間の延長が必要です。

(8) 令和元年度税制改正による地方法人課税における偏在是正措置によって 一定の是正効果は見られるものの、デジタル化やオートメーション化の進 展などにより、経済活動による利益計上が東京都に集中するなど、近年そ の格差は再び拡大しており、財政力格差を背景とした行政サービスの格差 も顕著になっています。

今後、確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、こうした東京一極集中の状況や地域間の財政力の格差に留意し、偏在性が

小さく安定性を備えた地方税体系を早急に構築することが必要です。

また、収入金額課税制度については、受益に応じた課税制度として定着 しているほか、当県における法人事業税収の1割強に上るなど、地方にと って安定的な財源になっていることから、今後ともこれらの制度の堅持が 必要です。

さらに、県内に事業所等を有しない法人の風力発電設備等の無人の発電施設は、周辺道路の整備・維持管理や災害防止対策等の行政サービスを受けており、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させる観点から、法人事業税の課税対象の見直しを図り、事業所とみなして分割基準の適用対象とすべきと考えます。

(9) 地方揮発油譲与税及び軽油引取税は、当県のような条件不利地域において貴重な財源となっていることから、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に当たっては、代替となる恒久財源が確保されるまでの間、財政運営に支障が生じないよう減収分の財源を確保する必要があります。

また、個人住民税の基礎控除等の引上げ等の地方の収入減となるような 取組を実施する場合には、安定的な行政サービスの提供及び財政運営に影響が出ないよう、恒久財源を確保する必要があります。

当県においては、暫定税率の廃止による軽油引取税等の減少額は約53億円に及ぶものと試算しています。加えて、個人住民税については令和7年度税制改正による影響は小さいものと推計していますが、所得税の減収に伴い地方交付税原資が減少することも懸念されます。

(10) 人口減少下においても行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、県と市町村あるいは市町村同士が協働・連携して取り組むことが必要であり、地方公共団体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

有識者会議からの提言でも、課題解決に向けた方策として「市町村との一体的な連携」を図っていくべきとのことから、そのような視点で県の業務等の見直しを進めているところです。

また、当県では、「秋田県・市町村協働政策会議」等において、県と市町村の共通課題の克服に向けて協議を進めている中で、近年では、県・市町村・民間企業の共同出資により、全県域で生活排水処理事業の事務の補完と技術の継承を担う広域補完組織を全国で初めて設立し、経営戦略策定や事業運営を支援しているところであり、こうした取組を一層推進していくためには、更なる国の支援が必要です。

【参考資料】

1 大雨に伴う災害関連経費の一般財源負担額(概算)

		R 5	R 6	R 7
1	り災者への 見舞金等	8.1 億円	0.2億円	0.2億円
2	道路・河川の 応急復旧	17.5億円	1 1.0 億円	1 1.5 億円
3	その他 (農業者・事業者への支援等)	1 4.4 億円	4.4 億円	1.2億円
	計	4 0.0 億円	15.6億円	1 2.9 億円

2 気象データ、光熱費の比較、特別交付税の減額対象額

寒冷地手当の見直しにかかる気象データ						
市町村	10年前のデータ (1981~2010年)		最新のデータ (1991~2020年)			
(旧市町村)	平均気温	最深 積雪	平均気温	最深 積雪		
秋田市 (秋田)	0.0°C	35cm	0.3°C	35cm		

支給対象:平均気温0℃以下かつ最深積雪 15 cm 以上または最深積雪 80 cm以上

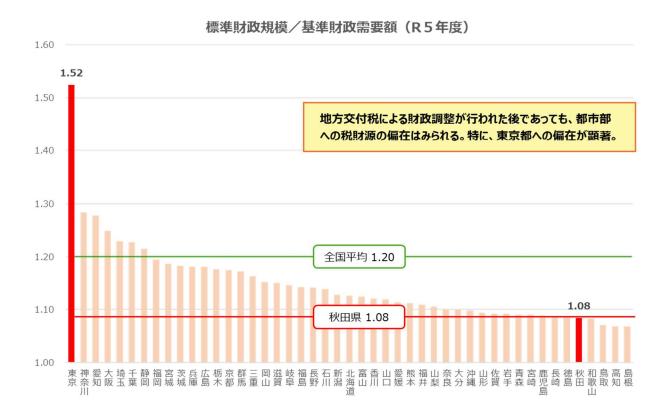
家計調査における1月の平均光熱費の比較 (円)							
県庁 所在市	2001~ 2010年 (10年間)	2011~ 2020年 (10年間)	前10年間 との差				
秋田市	31,334	30,751	<u>-583</u>				
千葉市 (対秋田市)	22,485 (-8,849)	20,735 (-10,016)	-1,750				
鹿児島市 (対秋田市)	20,807 (-10,527)	19,463 (-11,288)	-1,344				

(千円)

寒冷地手当の額	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国基準	739,128	738,615	706,200	567,400	497,000	497,000
秋田県	822,246	819,612	894,500	793,200	679,100	565,000
差額(減額対象)	83,118	80,997	188,300	225,800	182,100	68,000

※令和6年度までは決算見込み額、7年度以降は当初予算ベースでの見込み

3 税財源の偏在の状況



4 風力発電等の導入状況と課税状況

当県における風力発電・メガソーラーの導入状況 【風力発電事業者への課税状況と設置基数】



※導入状況については、風力発電(陸上は令和7年3月現在、洋上は令和5年6月現在)、メガソーラーは令和3年2月現在

(担当課室名 総務部財政課、行政経営課、税務課 企画振興部市町村課、生活環境部自然保護課 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課)

I-4 総合的な少子化対策への支援について(拡充)

こども家庭庁 総務省自治財政局 文部科学省初等中等教育局、高等教育局 厚生労働省保険局

【要望の内容】

- (1) 我が国が持続的に発展していくために、若い世代が結婚、妊娠・出産、 子育てに希望を持てるような機運の醸成を図ること。
- (2) 現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も 対象にするなど制度の拡充を図ること。

また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置の充実を図ること。

(3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、官民協働で運営している 結婚支援センターの運営費の市町村負担分も交付金の対象とし、結婚支援 センターの運営事業が安定して実施できるよう確実かつ継続的に助成対象 とすること。

結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業においては、 国の補助率の更なる引き上げを図ること。

(4) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

また、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充実を図ること。

(5) 分娩取扱施設や妊婦健診を行う産科医療機関等が減少し、妊産婦の居住地からの距離が遠くなってしまう上に、県土が広く交通インフラが十分でない当県では、アクセスに不安のある地域があることから、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」及び「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」の時間要件を撤廃し、地域の実情を踏まえた財政支援制度とし、妊産婦の精神的、経済的な負担軽減を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 出生数及び出生率の全国値は年々減少が続き、少子化が急速に進展して おり、少子化対策は国家的に取り組むべき喫緊の課題となっていることか ら、国は、その責任において、若者が将来に希望を持ち、安心して結婚、 妊娠・出産、子育てできる機運の醸成を推進していく必要があります。
- (2) 出生率の全国値は人口千対5.7(令和6年)であるのに対し、当県においては、3.7と全国最下位であることなどから、人口減少問題の克服を最重要課題とし、2歳以下の乳幼児も第1子から保育料助成の対象にするなど、思い切った経済的負担の軽減策を講じています。

地域や子どもの年齢、世帯の構成や所得にかかわらず等しく支援を受けられるようにするため、現在、国が実施している保育料の無償化について、対象外となっている2歳以下の乳幼児も無償化の対象とするなど、制度を拡充する必要があります。

また、制度が拡充されるまでの間、地方公共団体が独自に行っている2 歳以下への保育料助成については、地方交付税の単位費用の増額を図るこ とが必要です。

(3) 「地域少子化対策重点推進交付金」については、結婚の希望をかなえる ための効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とす るほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高 い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進める 必要があります。

また、一般社団法人あきた結婚支援センターの運営費において、法人の 代表である県の負担分のみが交付金の対象となっていますが、応分の負担 をしている市町村分も交付金の対象とし、より安定した体制とする必要が あります。

結婚新生活支援事業については、当初、3市町村から7件であった申請件数が、今では25市町村から400件の申請へと増え、財政的に厳しい市町村の負担も増えていることから、国の更なる補助率の引き上げが必要です。

(4) 福祉医療費については、従来、乳幼児と小中学生を助成対象としていましたが、令和6年8月診療分からは対象範囲を高校生まで拡大するととも に所得制限を撤廃しています。

また、義務教育にかかる費用のうち、原則保護者の負担となっている学校給食費については、全国的にも無償化を実施している地方公共団体が増

加しており、県内でも15市町村が独自に無償化等の支援を行っています。 当県の令和6年度子育て支援に関するアンケート調査によれば、理想と する子どもの人数が持てないと思う理由として、子育てや教育にお金がか かりすぎることが1位となっています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めることは、地方公共団体毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

(5) 安心して妊娠・出産できる体制を整備するため、令和7年度から国の「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」及び「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」を活用し、妊婦に対する交通費等の助成を行う市町村を支援しています。

しかしながら、少子高齢化が進行している当県では、分娩取扱施設及び 妊婦健診を行う産科医療機関等が減少し、分娩取扱施設にあっては25市 町村中17市町村、妊婦健診を行う産科医療機関等にあっても25市町村 中15市町村が、施設・医療機関等がない空白市町村となっています。こ れに加え、広い県土を有する上に、タクシーを含む公共交通機関が脆弱で ある当県においては、分娩取扱施設及び妊婦健診を行う産科医療機関等へ のアクセスが困難な地域が多く、特に冬期間は道路状況が極端に悪くなる ため、出産を迎える妊産婦や家族の不安に繋がっています。

少子化対策の一環として、安心して妊娠・出産できる環境づくりを整備することは基本的事項であり、おおむね60分という要件を撤廃し、妊婦に交通費等の支援を行っている市町村は全て財政支援の対象とするなど、地域の実情を踏まえた支援制度の充実が必要です。

【参考資料】

- 1 「新秋田元気創造プラン」(令和4年度~令和7年度)に基づく当県独自の取組
 - (1)保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

- ① 保育料助成事業
 - ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代(所得制限あり)
 - イ 助成率等
 - i 世帯年収約640万円※までの世帯(第1子から) 1/2又は1/4
 - ii 世帯年収約640万円※までの世帯 第2子以降の保育料全額
 - iii 第3子以降が生まれた世帯年収約640万円~930万円※までの世帯 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

- ② 子育てファミリー支援事業(平成30年度開始)
 - ア 対象者 第3子以降が生まれた世帯 (施設利用者・在宅の双方)
 - イ 助成額 1世帯当たり15,000円 (年上限額)
- ③ 副食費助成事業(令和元年10月開始)
 - ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3~5歳児を有する世帯(所得制限なし)
 - イ 助成率等
 - i 世帯年収約360万円※を超える世帯(第1子から) 1/2又は1/4
 - ii 世帯年収約360万円※を超える世帯 第2子以降の副食費全額
 - ※世帯年収は保育所利用の場合の目安
- (2) 乳幼児・小中高生に対する福祉医療費助成
 - ①対象

18歳までの児童生徒等

②所得制限

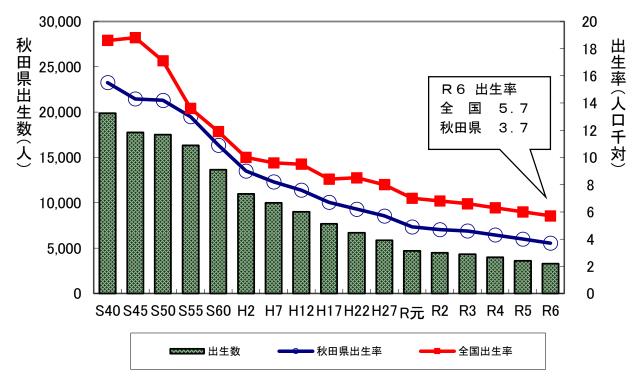
なし

③自己負担

半額(1医療機関:1か月あたり上限1,000円)

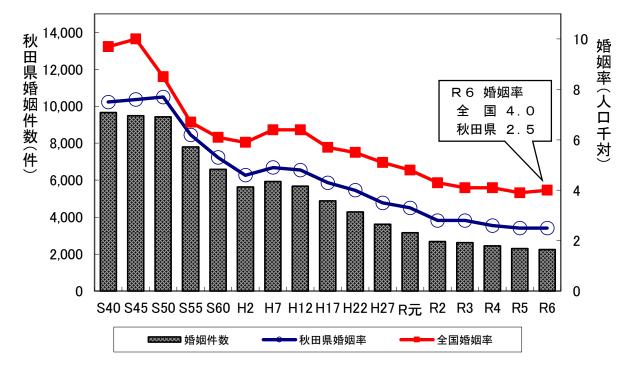
※ 0 歳児及び市町村民税非課税世帯は無償

2 当県の出生数・出生率



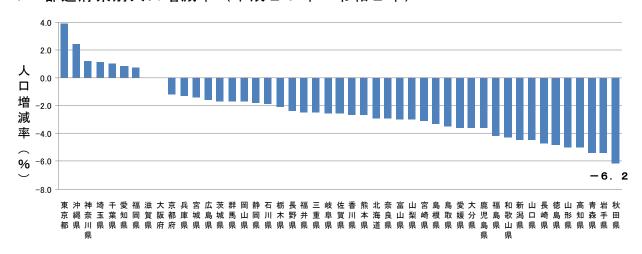
出典:人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典:人口動態調査【厚生労働省】

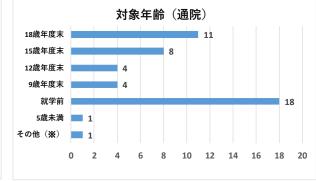
4 都道府県別人口増減率(平成27年~令和2年)



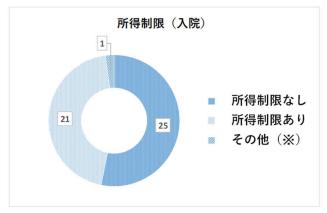
出典:令和2年国勢調査【総務省統計局】

5 各都道府県の子ども医療費に対する助成の実施状況(令和6年4月1日現在) (1)対象年齢





(2) 所得制限





(3) 自己負担





その他(※):交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。

出典:こども医療費に対する助成の実施状況調査【こども家庭庁成育局】

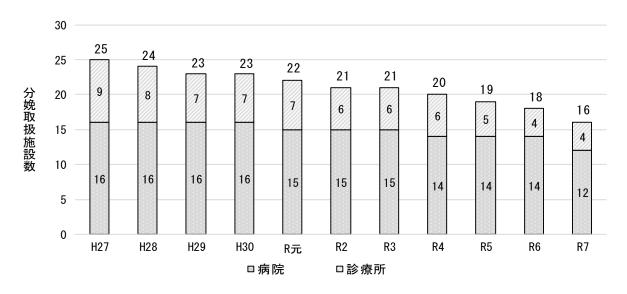
6 県内市町村の福祉医療制度(乳幼児・小中高生等区分)の拡大実施状況 (令和7年4月1日現在)



※上乗せ補助実施の23市町村においては、子ども医療費は実質無償

出典:福祉医療制度実施状況調査【秋田県健康福祉部健康づくり推進課国保医療室】

7 当県の分娩取扱施設数(平成27年~令和7年 各年4月現在)



出典:周産期医療に関する実態調査【秋田県健康福祉部医務薬事課】

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課 健康福祉部健康づくり推進課国保医療室、保健・疾病対策課 教育庁保健体育課)

I-5 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向け た働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局 厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

- (1) 女性の活躍推進には、特に企業における取組が重要であることから、誰もが仕事と生活を両立できる職場環境づくりにより、女性がキャリアを継続し、正社員化や管理職登用が進むよう、人材面・資金面で課題を抱える中小企業に対して、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入が可能となる専門家によるコンサルティングなどの伴走型支援を強化するとともに、男性が積極的に家事・育児等に参画できるよう理解促進を図ること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、 地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複 数年度の継続事業も交付対象とするなど、柔軟で使いやすい運用を図るこ と。

また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、同交付金の十分な予算額を確保すること。

(3) 中小企業における女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づ く一般事業主行動計画の策定や、「えるぼし」、「くるみん」の取得促進 を図るため、制度の認知度向上やメリットの周知に更に取り組むとともに、 幅広い業種で活用可能な優遇策の充実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 国では、「第5次男女共同参画基本計画」において、2030年代には、 誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に 偏りがないような社会を目指して取組を進めていますが、いまだに育児や 介護などのライフイベントに際して、両立のしづらさや、特に女性におい て着実なキャリア形成が困難となる状況がみられます。その背景には、長 時間労働や固定的な性別役割分担に関する無意識の思い込み(アンコンシ ャス・バイアス)があることから、国が率先して、社会全体に対する意識 啓発を進める必要があります。

特に、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を契機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰を進めるためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援などの魅力ある職場づくりのほか、共働き・共育ての意識醸成を進めていくことが不可欠になっています。

こうしたことから、当県では、「第5次秋田県男女共同参画推進計画」 に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指 導的立場への登用や女性に偏りがちな家事・育児の分担を見直す「あきた とも家事」の推進など、女性活躍に資する施策を強力に進めています。

(2) 当県では経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の99.9%を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。

こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の 高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女 性活躍推進交付金」については、複数年度の継続事業も交付対象とするな ど、柔軟で使いやすい運用が必要です。

また、地方公共団体からの要望額が予算を大幅に上回る状況が続いており、令和7年度においては不採択となった市町村もあったことから、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算額を確保する必要があります。

(3) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があります。

「えるぼし」、「くるみん」の取得は、女性が働きやすい企業として企業イメージや社員満足度の向上、採用力の強化につながるものですが、そうした制度のメリットが企業に十分に浸透しているとはいえません。特に中小企業において取得のメリットを感じにくく、取得が進まない現状があることから、中小企業への制度の認知度向上や取得による効果の周知のほか、政府公共調達における加点評価のみならず、幅広い業種にとって利用価値の高い優遇策の更なる充実に取り組む必要があります。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順	位	管理的職業従事者に			者に占める	
東北	全国	3	女性の割合(%)			
1	5	青	森	県	20.9	
2	9	Щ	形	県	18.7	
3	12	宮	城	県	17.5	
4	24	秋	田	県	15.6	
5	29	岩	手	県	15.0	
6	37	福	島	県	13.1	
全国平均			15.3			

順	位	生産年齢人口にお			。 ける	
東北	全国	女	女性の有業率(%)			
1	1	Щ	形	県	77.7	
2	9	岩	手	県	75.2	
3	13	秋	田	県	74.8	
4	30	青	森	県	72.5	
5	37	福	島	県	71.8	
6	42	宮	城	県	71.4	
全国平均			72.8			

出典:総務省「令和4年就業構造基本調査」

2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況(令和7年3月末現在)

順	位	一般事業主行動計画策			定企業数	
東北	全国	(従業員	(従業員数100人以下の企業) (社)			
1	3	秋	\blacksquare	県	549	
2	6	福	島	県	456	
3	16	岩	手	県	253	
4	26	宮	城	県	127	
5	33	Щ	形	県	87	
6	39	青	森	県	62	
		全 [国平	均	223	

順	位	えるぼし認定企業			坐 粉
東北	全国				未奴
1	15	囝	城	県	36
2	17	岩	手	県	34
3	18	Щ	形	県	33
4	24	福	島	県	27
5	30	青	森	県	20
6	32	秋	田	県	19
		全 [国 平	均	74

順	位	 プラチナえるぼし認知			完企業数
東北	全国	, , , ,) \ \ \ \ \	りは しゅじ.	足止未数
1	13	青	森	県	1
//	//	岩	手	県	1
//	//	上	形	県	1
4	26	包	城	県	0
11	//	秋	田	県	0
//	//	福	島	県	0
		全 [国平	均	2

出典:厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定 届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」 3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及 びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況(令和7年3月末現在)

順位		一般事業主行動計画策定企業数				
東北	全国	(従業員	(従業員数100人以下の公			
1	24	宮	城	県	937	
2	25	福	島	県	914	
3	29	岩	手	県	740	
4	32	秋	田	県	706	
5	39	Щ	形	県	455	
6	44	青	森	県	384	
	_	全	国 平	均	1,241	

順位		くるみん認定企業数						
東北	全国		、3ッパル砂足皿未数					
1	21	山	形	県	65			
2	23	福	島	県	62			
3	24	宮	城	県	60			
4	27	岩	手	県	57			
5	37	青	森	県	41			
6	38	秋	田	県	39			
		全	国平	均	107			

J	順位	プラチナくるみん認定企業数				
東北	全国	771) \ 6	♪外心心.	止上未 奴	
1	19	Щ	形	県	8	
2	24	宮	城	県	7	
//	//	福	島	県	7	
4	29	青	森	県	5	
5	38	岩	手	県	3	
6	41	秋	H	県	2	
		全	国平	均	16	

出典:厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

4 当県独自の取組

「あきた女性活躍・両立支援センターの設置」

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- · 設置場所 秋田県商工会連合会内(秋田市)
- ・委 託 先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援コーディネーターによる相談業務
 - ②専門アドバイザー(社会保険労務士)の派遣
 - ③その他中小企業における取組の支援に関する業務

5 県内民間事業所の管理職 (課長相当職以上) に占める女性の割合

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	目標値(R7)	目標値根拠
秋田県	18. 9	19. 5	20. 7	21. 1	22. 2	23. 1	23. 0	県男女計画
全国	11. 9	12. 4	12. 3	12. 7	12. 7	13. 1	※各階層毎	国男女計画

出典:【秋田県】労働条件実態調査(従業員数5人以上)(県雇用労働政策課) 【全 国】雇用均等基本調査(従業員数10人以上)(厚生労働省)

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課)

I-6 多様性に満ちた社会づくりの推進について

内閣府政策統括官(共生・共助担当) 消費者庁 法務省人権擁護局 厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

性的指向、性自認、性別、年齢、障害、病歴等を理由とした差別など、SDGsの基本理念にも掲げられる「誰一人取り残さない」社会づくりの支障となる問題に対処するため、各種法令等の整備と共に、広報・啓発や教育の充実を図ること。

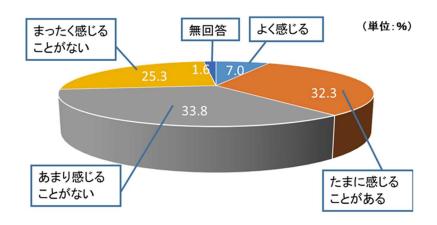
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 県民意識調査や各種団体等への意見聴取の結果によると、県民は、性的 指向、性自認、性別、年齢、障害、病歴等を理由とした差別など、様々な 差別等を感じており、当県では、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本 条例」の下、差別等に関する理解促進動画のウェブ配信や学校への副読本 の配布・講師派遣等による啓発や教育を行っています。
- (2) また、性的指向が異性のみではない人等を対象にしたパートナーシップ 宣誓証明制度のほか、カスタマーハラスメントの防止に向けたウェブによ る発信、法務省の「人権啓発活動地方委託関係予算」を活用した性別や障 害をはじめとする様々な人権問題に関する啓発活動を市町村と共に実施し、人権尊重の精神の涵養と理念の普及を図っています。
- (3) 差別等については、当県のみの問題ではなく、社会的な議論や対策の全国的な展開が必要であり、とりわけ性的少数者については、施設利用にかかる取扱いなどに関して「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく指針を速やかに策定するほか、良好かつ平穏な生活に向け、性の多様性に関する理解促進も進める必要があります。

【参考資料】

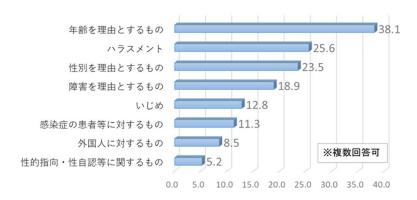
1 差別等を感じる機会の有無

差別等を「よく感じることがある人」及び「たまに感じることがある人」の合計は 39.3%であった。



2 感じる差別等の種類

「年齢を理由とするもの」が 38.1%と最も多く、次いで「ハラスメント」 が 25.6%、「性別を理由とするもの」が 23.5%、「障害を理由とするもの」が 18.9%であった。



出典:令和7年度 県民意識調査報告書

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課)

I-7 安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【要望の内容】

- (1) 市街地における防災機能の向上と交通の円滑化を図る「新屋土崎線(秋田市)」の整備や、通学路の安全確保に必要な「川尻広面線(秋田市)」の整備など、街路整備を早期に完了するために必要な予算を確保すること。
- (2) 「県立中央公園(秋田市)」をはじめとする都市公園施設の老朽化対策 のほか、中心市街地の交流拠点となっている「千秋公園(秋田市)」や、 子どもの屋内遊び場施設を整備する「神岡中央公園(大仙市)」等の公園 整備に必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 安全・安心なまちづくりの基盤となる街路は、防災・減災・県土強靭化 に資する無電柱化や通学路合同点検を踏まえた交通安全対策を計画的に進 めていく必要があります。

また、全国で最も早いスピードで人口減少が進む当県においては、コンパクトなまちづくりを加速させなければなりません。

(2) 人々の憩いの場であり、災害時の避難場所となる都市公園において、公園利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化対策を着実に推進する必要があります。

また、少子化問題が喫緊の課題となっている当県においては、子どもの遊び場や子育て世帯の交流の場となる公園を計画的に整備しなければなりません。

安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備

防災機能向上・都市内交通の円滑化を図る街路整備



川尻広面線 横町工区 (市施行)
【一方通行→2車線化・歩道整備・無電柱化】
横町工区(県施行) R5.8供用

秋田市・千秋公園

公園施設の老朽化対策、 子育でにやさしい都市公園の整備



県立小泉潟公園





■公園施設の老朽化



使用禁止措置中のアスレチック遊具





階段手すりの腐食



転落防止柵の腐食



コンクリートの剥離

(担当課室名 建設部都市計画課)

- 32 -	_
--------	---

Ⅱ 観光・交流

Ⅱ-1 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について ①高速道路ネットワークの早期完成

国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化、観光周遊エリアの拡大など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道の「二ツ井今泉道路」、「遊佐象潟道路」等の早期完成に向けて、整備を促進すること。 特に、「二ツ井今泉道路」については、「今泉〜蟹沢間」の早期着工を図ること。
- (2) 東北中央自動車道「真室川雄勝道路」の早期完成に向けて、整備を促進 すること。
- (3) 県内高速道路における暫定2車線区間の4車線化を図ること。 特に、4車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上JCT〜大曲 IC間」について、事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間であ る「北上JCT〜北上西IC間」を早期に事業化すること。 また、「秋田南IC〜秋田北IC間」について、4車線化に向けた必要 な措置を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 日本海沿岸東北自動車道周辺は、再生可能エネルギー関連事業などの新たな企業の立地が進んでいるほか、世界遺産である北海道・北東北の縄文遺跡群や白神山地を有しており、高速道路を利用した周遊観光など、観光振興が期待されています。
 - また、国道7号とのダブルネットワークの構築による交通機能の確保が 重要であることから、事業中区間の早期完成が必要です。
- (2) 東北中央自動車道は、県境をまたいだ物流道路としての役割を担っており、着実に整備が進められているほか、横堀道路と直結する「道の駅おがち」では、当県の南の玄関口としての機能強化に向けた整備が進められていることから、残された山形県境区間が開通することにより、産業集積の促進や物流の効率化、観光の振興など、暮らしと地域経済を支える様々な効果の更なる発現が期待されています。
- (3) 暫定2車線区間は、災害・工事等による全面通行止めや冬期の排雪作業 に伴う交通規制が発生するなどの課題があり、秋田・岩手の県境部は、速 度低下率が25%以上と高くなっています。

また、IC周辺への産業集積を促進させている中において、企業からは「定時性・時間信頼性の確保」のため、秋田自動車道における早期の4車線化が求められています。

秋田の成長を支える高速道路ネットワーク



■高速道路の供用率(%)の実績と今後の目標(KPI)

	R4	R5	R6	R7
目標	92	93	93	96
実績	92	92	92	

新秋田元気創造プラン(2022~2025年度)より

~高速道路開通による経済波及効果~

1 企業進出・設備投資を後押し

県北部では、高速道路の開通を見据え、企業進出や工場の新増設等の設備投資及び新規雇用が増加。



▲分譲が進む大館工業団地

123工場が新増設、1, 123人の雇用創出 設備投資は、延べ約1, 324億円



2 自動車関連企業の増加・再生可能エネルギ-関連企業の進出

県南部では、自動車関連企業の集積が進む中、トヨタ自動車の生産再編は県内部品産業の需要を押し上げる好機となっているほか、当県は全国3位の風力発電累積導入量を誇り、日沿道周辺には関連企業の立地が進んでいることから『ミッシングリング区間の解消』と『暫定2車線区間の4車線化』が急務。



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地



◀25年1月13日 読売新聞



(担当課室名 建設部道路課)

Ⅱ-1 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について ②高速道路を補完する幹線道路網の整備

国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間等の時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する幹線道路網を早期に整備すること。

(1) 新広域道路交通計画を踏まえ、広域道路ネットワークを形成する路線の機能強化 や整備実現に向けた支援を行うこと。

特に、計画段階評価を行っている「盛岡秋田道路(生保内~卒田)」について、早期計画策定に向け、調査を促進するとともに、国道105号「大覚野峠防災(直轄権限代行事業)」の整備を促進すること。

- (2) 主要な幹線国道の整備及び機能強化を図ること。 特に、国道7号「秋田南拡幅」、国道13号「河辺拡幅」等について、整備を促進するとともに、国道13号「横手北道路」の早期着工を図ること。
- (3) 安全で円滑な交通を確保するため、当県が進めている国道 1 0 5 号「幸屋渡工区」や国道 1 0 7 号「本荘道路」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。 特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北 I C」を結ぶ「秋田港アクセス道路」について、重点支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 盛岡秋田道路は、秋田・岩手両県の県都を結び、物流や観光等に欠かすことのできない「横軸」であり、高規格道路として早期の機能強化が必要となっています。 特に、現道である国道46号「生保内~卒田」は急カーブが多く、交通事故が多発していることから、早期の整備が必要です。

また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、災害に強い道路ネットワークの早期構築が必要です。

(2) 国道7号及び13号は、高速道路との相互補完によってリダンダンシーを確保する重要な路線です。

特に「秋田南拡幅」は、臨海十字路交差点からの慢性的な渋滞の解消や、冬期における安全で円滑な交通確保のため、早期の4車線化延伸が必要となっています。

(3) 当県は、全国6位の面積を誇る広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路網の充実・強化を図る必要があります。

特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口の拡大を図るため、重点化により、早期の整備が必要です。

高速道路を補完する幹線道路網



Ⅱ-2 持続可能な地域公共交通ネットワークの確立に向けた 支援の拡充について

国土交通省大臣官房、総合政策局、鉄道局、物流・自動車局

【要望の内容】

地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、住民生活や地域の活性化を支える地域公共交通ネットワークを維持・拡充するため、次のとおり支援を強化すること。

- (1) 地域の幹線的な移動を支える乗合バス等への支援のほか、公共ライドシェア等地域の実情に応じた新たな交通モードの導入や、交通事業者等が行う利便性の向上に資する取組等に対し、十分な予算措置を講じるとともに要件の緩和を行うなど、支援の拡充を図ること。
- (2) 第三セクター鉄道について、「鉄道事業再構築事業」の実施による持続 的な運行を図るため、老朽化した軌道、橋梁等の鉄道施設の更新や維持修 繕等に対し、十分な予算措置を講じること。
- (3) JRローカル線について、鉄路の維持を基本とする沿線地域の意向を尊重し、JRと地域が一体となった維持・活性化策に対し、積極的な財政支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では、利用の少ないバス路線については地域の実情に即したコミュニティ交通への転換を促進するなど、移動手段の維持と利便性の向上を図っているところです。しかしながら、人口減少等に伴う利用者の減少により、地域間幹線系統においては、補助要件に適合しない路線が増えており、地域内フィーダー系統においても、新規性要件のハードルが高いために補助対象外となるケースもあり、こうしたことが、地域において必要な乗合バスの確保や、効率的なコミュニティ交通の再編を進める上での課題となっています。

- (2) 第三セクター鉄道である秋田内陸線及び鳥海山ろく線について、本年1月に「鉄道事業再構築実施計画」の認定を受けたところであり、今後10年間、沿線市と共に鉄道事業者の経営改善を図りつつ、鉄道を核とした国内外からの誘客拡大や沿線地域の活性化につなげていくことを目指しています。なお、地域公共交通確保維持改善事業の補助対象となっている車両検査費用については、今年度、予算配分がされていないところです。
- (3) 改正地域交通法によるローカル鉄道の再構築に関する仕組みに対し、鉄 道の廃止を危惧する地域の声が寄せられていることから、秋田・岩手両県 及び沿線自治体において、利用促進に向けた施策を独自に展開しています。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

Ⅱ-3 アリーナ(新県立体育館)整備にかかる財政支援について

内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進事務局、民間資金等活用事業推進室 総務省自治財政局 国土交通省都市局

【要望の内容】

老朽化した県立体育館について、PFIによりBリーグプレミア等が利用できるアリーナに建て替える計画であり、令和8年度から建築工事が本格化することから、次のとおり必要な予算を確保し、支援すること。

- (1) 都市公園の機能向上や災害時の避難場所として防災機能の強化に資する施設であり、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」(都市公園事業)について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (2) 地域の賑わい創出に寄与するアリーナ整備であり、「新しい地方経済・ 生活環境創生交付金(第2世代交付金)」について、十分な予算措置と重 点的な予算配分を図ること。
- (3) 公共施設の集約化を行うこととしており、事業期間が令和8年度までと されている「公共施設等適正管理推進事業(集約化・複合化事業)」につ いて、期間の延長を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 築57年が経過した県立体育館について、今後の人口減少を見据え、関連した機能を有するスポーツ科学センターと集約し、目標使用年数が経過する令和10年秋までに、PFIにより建て替える計画となっています。
- (2) 県民スポーツの振興はもとより、Bリーグプレミアのライセンス基準を 満たすアリーナを整備する計画であり、建設地である都市公園の機能向上 や防災機能の強化の観点も加えながら、設計業務を進めています。

また、商工団体など地域の多様な主体が参画しアリーナの賑わいを周辺に波及させるための仕組みを構築するなど、地方創生の拠点となる施設を目指しています。

「秋田の元気を創造する拠点」として都市公園内に整備

- ◎ 子供達に夢を与える
- ◎ 選手と観客が躍動する
- ◎ 賑わいづくりにも貢献する

未来志向の施設整備

RIO. 秋 オープン

都市公園・防災機能向上

アリーナ(みる)・体育館(する) + 医・科学(ささえる)



Bプレミア基準アリーナ (6,000席以上確保)

映像·照明·音響装置

最先端デジタル技術



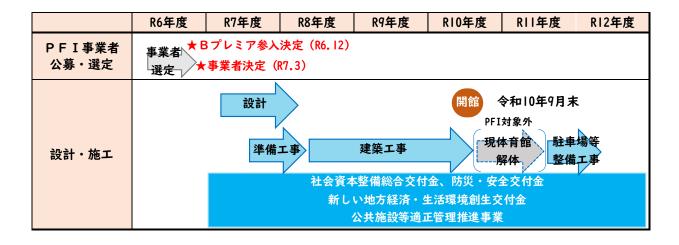


大会・育成・県民利用 の体育館(公式2面)

スポーツ医・科学

整備運営手法

民間の資金とノウハウを活用するPFI



(担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

Ⅱ-4 インバウンドの地方誘客にかかる支援の拡充について

外務省アジア大洋州局 国土交通省大臣官房、航空局 観光庁

【要望の内容】

- (1) 大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の地方への流動を促すため、 回復が遅れている地域の実情を踏まえた戦略的な訪日プロモーションを拡 充するとともに、地方空港におけるグランドハンドリング業務や保安検査 を行う民間事業者の人材の確保や育成に向けた更なる支援策を行うこと。
- (2) 地方における国際航空路線の安定的な運航の確保により、持続的なイン バウンド誘客を促進するため、秋田空港の台湾定期路線の早期認可に必要 な措置を講じること。

- (1) 我が国を訪れる訪日外国人旅行者は、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、円安傾向も追い風となり、大都市圏を中心に大幅に増加しており、最近では地方においても回復が顕著になりつつありますが、当県においてはいまだコロナ禍前を下回る状況にあります。
- (2) こうした状況を踏まえ、一部地域でのオーバーツーリズムの解消や、回復が遅れているエリアの集中的なプロモーションや高付加価値旅行者向けのプロモーションを行うなど、大都市圏から地方へ誘客を促す取組を国全体として強化する必要があります。
- (3) また、地方空港では、グランドハンドリングや保安検査を行う民間事業者における離職率の高さや人材育成が引き続き課題となっており、県独自の対策を行っているものの、依然として解消していないことから、必要に応じた応援職員の派遣体制の構築など、更なる支援策が求められています。
- (4) 加えて、秋田空港では、令和5年12月に台湾チャーター便が就航し、 本年10月までの搭乗率が9割程度と好調を維持していますが、インバウ

ンドの地方への分散や、地方における持続的なインバウンド誘客の促進に 当たっては、早期に定期路線としての認可を得て、継続的な利用促進を図 る必要があります。

【参考資料】

▼三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較





出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

- ※()内は構成比を表している。
- ※三大都市圏とは「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都 府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。

▼外国人宿泊者数の推移

(単位:人泊)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
青森	県	356,550	78,420	17,090	32,930	265, 280	413,280
岩手	県	343,970	87,780	17,750	25,640	282,510	386,400
宮城	県	563,040	131,270	49,490	65,620	525,870	776,630
秋田	県	139,400	25, 380	7,910	16,280	95,600	119,610
山形	/県	234,050	87,440	15,920	25,900	178,790	256,130
福島	県	214,690	87,680	34,840	38,350	213,080	324,060
合	計	1,851,700	497,970	143,000	204,720	1,561,130	2, 276, 110
全	国	115,656,350	20, 345, 180	4, 317, 140	16, 502, 920	117,751,450	164, 462, 600

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」(全施設)

(担当課室名 観光文化スポーツ部誘客推進課)

Ⅱ-5 酒造原料米価格高騰にかかる支援について

国税庁

【要望の内容】

- (1) 主食用米の価格高騰が酒造好適米や加工用米などの酒造原料米の価格に 大きく影響することが懸念されており、当県の伝統的産業である酒造りに 取り組む清酒製造業者の経営悪化が危惧されることから、安定的に経営を 継続できるよう、酒造原料米の価格高騰に対する財政支援を講じること。
- (2) 日本酒の課税移出数量が減少傾向にある中、輸出は増加傾向にあり、酒蔵の収益改善策の一つとして期待されることから、日本酒の一層の輸出拡大が図られるよう、認知度向上や海外販路の拡大などに資する支援策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 備蓄米を加工用へ活用する国の取組は進められているものの、令和7年 産米の価格については、今年9月に、農業団体等から当県酒造組合に対し、 昨年を大幅に超える値上げが提示されるなど、原料米の急激な価格高騰が 生じています。

当県としても、令和6年産米への支援に加え、商品改良や販路開拓などの収益改善の取組も支援しているところですが、原料米の価格高騰は想定を上回る急激なものであり、緊急的な支援策を講じる必要があります。

(2) 昨年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、海 外での日本酒の需要拡大が期待されています。

当県では、「GI秋田」の指定及び販路開拓に向けて支援しているところですが、国においても輸出拡大に向けた取組の加速・強化に資する更なる支援策を講じる必要があります。

【参考資料】

当県酒造組合の団体調達における価格高騰額

(単位:円/60kg)

	R 4 – R 5	R 5 – R 6	R 6 – R 7
酒造好適米※	339	1, 182	14, 150
加工用米	650	2,450	11,000

(出展:酒造組合への聞き取りによる)

※ 酒造好適米は秋田酒こまちの金額

(担当課室名 観光文化スポーツ部食のあきた推進課)

_	45	_
---	----	---

Ⅱ-6 秋田新幹線新仙岩トンネルなどの高速鉄道網の整備促進について

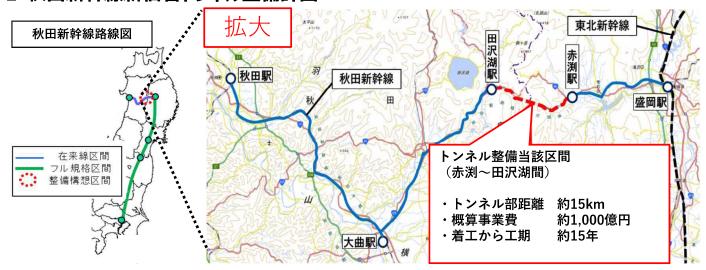
財務省主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、鉄道局

【要望の内容】

- (1) 秋田新幹線は、当県の経済・社会を支える重要な役割を担っており、J R東日本が計画している秋田〜岩手間の新仙岩トンネル整備事業は、同新 幹線の安全で安定的な運行を確保する上で欠かせないプロジェクトである ことから、同事業への国庫補助制度の明確化やかさ上げなど、支援の具体 化を図ること。
- (2) 奥羽新幹線及び羽越新幹線は、地方創生やシームレスな拠点連結型の国 土形成等に大きく寄与するものであることから、必要な調査を実施し整備 計画を決定するなど、整備の促進を図ること。

- (1) 首都圏や大都市圏と遠距離にある当県にとって、高速鉄道ネットワークは、交流人口の一層の拡大と県勢の維持・発展を図る上で不可欠なインフラであり、その高機能化と整備の促進は、当県の重要な課題です。
- (2) その核となっている秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、自然災害による輸送リスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来していることから、その抜本的対策として、県と同社は、新仙岩トンネルの整備に向け地質調査等を協力して実施しました。その結果、事業費約1,000億円、工期約15年と昨年度算出したところです。
- (3) また、今年3月には、県、JR東日本秋田支社及び「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会」の3者において、「秋田新幹線と沿線地域の持続的発展プロジェクトアクションプラン」を取りまとめ、本トンネルの整備効果を高めるため、日常利用の促進に向けた取組などを実施することにしています。
- (4) 奥羽・羽越両新幹線についても、令和3年度に公表した沿線6県合同の プロジェクトチームの調査によって、費用便益比(B/C)は、整備手法 の工夫などにより、整備の妥当性の基準となる1.0を上回ることが確認 されており、当県でも、官民で組織する「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促 進期成同盟会」が母体となって、要望活動や啓発活動を展開しています。

1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画



2 「秋田新幹線と沿線地域の持続的発展プロジェクトアクションプラン」での取組

(1) 日常的な場面における利用の喚起及び拡大

○ 広い県土を有し、マイカー通勤や親の送迎による通学が定着している当県にあって、環境意識の高まりやガソリン価格の高止まりなどを背景として、通勤・通学時での新幹線利用を促すための取組を実施。

⇒日常的な場面における新幹線利用促進キャンペーン など

通勤時間帯に秋田新幹線を利用するビジネス客



(2) 交流人口の更なる拡大に向けた活用

○ 沿線地域の社会・経済活動を維持し、外からの人的・物的資源を 沿線の活力として取り込んでいくため、沿線の文化やプロスポーツ チームなどの多様な資源を最大限に活用。

⇒プロスポーツにおけるアウェイツーリズムの推進 など

サッカーJ2ブラウブリッツ秋田ホームゲームでの物販ブース

(3) 他分野との共創の推進による沿線地域の活性化

○ 産業振興や農業等、多様な分野の諸課題に対し、秋田新幹線の持つ機能 と沿線自治体や商工団体等の持つノウハウを総動員し、沿線地域の活性化 を推進。

⇒インターンシップ等に参加する学生への支援 など

秋田市で開催された学生向けの合同就職説明会



3 奥羽·羽越新幹線の費用便益比(B/C)の算出結果

羽越新幹線	最小値	0.53	複線・高架整備 × ベース × 4 %
	最大値	1.21	単線・土構造(路盤)等 × 展望 × 3 %
奥羽新幹線	最小値	0.50	複線・高架整備 × ベース × 4 %
	最大値	1.13	単線・土構造(路盤)等 × 展望 × 3 %
羽越 + 奥羽新幹線	最小値	0.47	複線・高架整備 × ベース × 4 %
	最大値	1.08	単線・土構造(路盤)等 × 展望 × 3 %

※ 需要予測における成長率は「ベース」、「展望」の2ケースを想定。「4%」、「3%」は社会的割引率。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

- 48 -	
--------	--

Ⅲ 農林水産

Ⅲ-1 食料安全保障の強化に向けた対策の充実について(拡 充)

農林水産省大臣官房、輸出・国際局、農産局、 畜産局、農村振興局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 食料・農業・農村基本計画に基づく施策の具体化に当たっては、現場の 実情を踏まえるとともに、農家が将来に展望を持てるよう実効性を確保す ること。
- (2) 農業の構造転換に向けた集中的な取組については、生産構造の転換が一層図られるよう、農地の大区画化等や、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発と導入の促進や輸出の促進に必要な予算を確保すること。
- (3) 水田政策の見直しに当たっては、産地が持続的に発展し、多様な農作物の生産性向上が図られるよう、現場の実情を十分に踏まえた制度とするとともに、農家等への円滑な周知に向け、見直しにかかる支援内容等を早期に示すこと。
- (4) 主食用米については、生産や消費の実態を考慮した精度の高い需給見通しを示すとともに、将来にわたって主食用米を安定的に供給していくため、 一定のルールの下で需給の調整機能を発揮できるよう、備蓄米制度の運用 を弾力的に行うこと。
- (5) 米の増産により米価が下落しても農業者が再生産可能な収入を安定して 得られるよう、収入保険や収入減少影響緩和交付金を抜本的に見直すなど、 万全なセーフティネットの再構築を図ること。
- (6) 生産から流通、加工、販売までの各段階におけるコストを踏まえた価格 形成を実現するための仕組みづくりを進めるとともに、食品事業者・消費 者等への国産農産物の持続的な供給に対する理解醸成を図ること。

- (7) 食料安全保障上のリスクとなる気候変動に対応していくため、適応技術 や対応品種などの開発・普及を推進すること。
- (8) 人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の農産物需要の減少が見込まれていることから、輸出に取り組む産地・経営体を育成するための総合的な支援を強化すること。
- (9) 当県における中山間地域の耕地面積は4割を占め、食料安全保障の観点からも重要な役割を持つことから、農業を「支える」、農業で「稼ぐ」、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を充実させるとともに、必要な予算を十分に確保すること。

- (1) 食料安全保障の強化に向けては、農家が安定的に営農を継続できるよう、 現場の実情を反映した実効性のある施策を展開していくことが重要です。
- (2) 農業者の減少下においても、産地の持続的な発展や収益力の向上等を図るためには、農業の構造転換が着実に図られるよう集中的かつ計画的に取り組んでいくことが重要です。
- (3) 当県では、大豆をはじめ、ねぎやえだまめ等の園芸品目など、特色ある産地づくりを推進しており、新たな政策においても、産地の持続性が確保されるとともに、生産性の向上が図られることが重要です。また、制度の見直しに当たっては、これまで同様の支援水準を維持することや、既に畑地化に取り組んできた農家に配慮することが必要です。
- (4) 年間を通じて主食用米の需給バランスが確保されるためには、生産段階における精度の高い需給見通しが示されることが必要です。一方で、国が示す需給見通しに沿った生産だけでは、豊凶年において需給バランスを保つことが困難であることから、供給段階においても備蓄米を需給の調整弁として運用する仕組みづくりが必要です。
- (5) 現行の収入保険や収入減少影響緩和交付金は、過年度の平均的な収入額を基準として補填金が算定されていることから、急激な物価上昇や価格下落に対応可能な仕組みに見直すなど、農家が安心して生産に取り組める環境づくりが必要です。

- (6) 収益性を確保し持続的に経営を発展させていくためには、生産コストを 考慮した取引を実現するための仕組みづくりや、食品事業者や消費者とい った関係者の理解増進のほか、国産農産物に対する消費拡大を促すことが 必要です。
- (7) 昨今の記録的な大雨や猛暑により、農作物の品質低下や収量減少が発生 しており、今後も気候変動の影響が続くことが懸念されることから、リス ク対策の強化が必要です。
- (8) 台湾、タイ、シンガポール、香港を中心に、農畜産物の輸出に取り組んでおり、輸出額が増加傾向にありますが、更に輸出を加速化させるため、輸出促進に取り組む生産者や関係機関による協議会を設立したところであり、更なる輸出拡大に取り組むことにしています。
- (9) 中山間地域における農業生産基盤の整備・保全に加え、地域資源を活用 した所得の向上や、農村RMO等の地域を支える体制づくり、関係人口の 拡大など、多様な観点から農村の維持や活性化を図ることが重要です。

(担当課室名 農林水産部農林政策課、農業経済課販売戦略室、農山村振興課、 水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課、農地整備課)

	ΕΛ	
_	りく	_
	UU	

Ⅲ-2 ネット・ゼロの実現に向けた森林・林業・木材産業関連予算の確保について(拡充)

総務省自治財政局 農林水産省大臣官房、林野庁

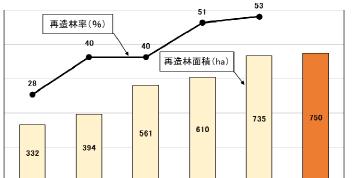
【要望の内容】

- (1) 森林資源の循環利用による林業成長産業化の推進と、ネット・ゼロの実現に貢献するため、「森林整備事業」や「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」の予算を十分に確保すること。
- (2) 再造林の拡大に対応するため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」による地方債の特例の要件緩和などにより、森林整備事業における地方負担分の軽減を図ること。
- (3) 次世代の森林・林業を担う新規就業者の確保や、森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材の育成に向け、「森林・林業担い手育成総合対策」の予算を十分に確保すること。

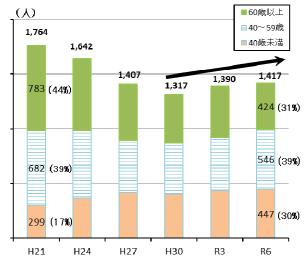
- (1) 当県では、2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、「伐って・使って・植えて・育てる」森林資源の循環利用を一層推進し、林業・木材産業の成長産業化と森林の有する多面的機能の発揮を目指すことにしています。
- (2) 適切な森林整備・保全は、森林吸収源対策や花粉発生源対策、さらには、 地域経済の活性化や雇用の創出につながるため、間伐や主伐後の再造林、 林道整備等の公共事業予算の確保が必要です。
- (3) 森林の付加価値向上に向けた森林由来のJ-クレジットの取組推進や、 低コストで安定的な木材生産・流通体制を構築するため、路網整備や高性 能林業機械等の導入、木材加工施設等の整備に必要な予算を確保すること が重要です。

- (4) 再造林の促進については、県政の重要施策として取り組んでいるところ であり、今後更なる拡大を図るためには、地方財源の確保が課題となって おり、起債特例の基準額の見直しが必要です。
- (5) 森林施業の低コスト・省力化・スマート林業技術に対応できる人材の育成が急務であり、林業への就業を希望する者の経済的負担を軽減し、秋田林業大学校で質の高い研修を安心して受講できるよう、「緑の就業準備給付金事業」による継続的な支援が必要です。

1 再造林の実績と目標



2 林業従事者数の推移



3 フォワーダによる原木運搬



4 秋田林業大学校の実習



(担当課室名 農林水産部林業木材産業課、森林資源造成課、森林環境保全課)

見込み

Ⅲ-3 農業の持続的発展と国土強靱化に向けた農業農村整備 事業等の予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【要望の内容】

- (1) 農業の持続的な発展を図り、食料自給力を確保するため、水田の大区画 化や汎用化、農業水利施設の長寿命化対策など、農業生産基盤の整備や保 全を一層推進するために必要な予算を確保すること。
- (2) 防災重点農業用ため池の整備など、国土強靱化に向けた防災・減災対策 の推進に必要な予算を確保すること。
- (3) 日本型直接支払制度は、農業生産の継続や多面的機能の維持・発揮を図る上で極めて重要な施策であり、安定的な予算を確保すること。

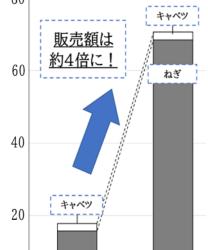
- (1) 当県では、農地集積や園芸振興施策と三位一体で行う「あきた型ほ場整備」と共に、農業水利施設の長寿命化対策や防災重点農業用ため池等の防災・減災対策を重点的に推進しています。
- (2) 農業者が減少する中にあっても、生産性の向上や生産コストの低減を図るため、スマート農業に資する水田の大区画化や、需要に応じた生産に対応する水田の汎用化を推進し、農業生産基盤を強化する必要があります。
- (3) 当県の基幹的農業水利施設の約5割が標準耐用年数を超過するなど老朽 化が進む中、計画的な補修・更新や省力化、地域内の関係者による保全体 制の構築などにより、施設機能を持続的に保全していく必要があります。
- (4) 当県では、4年連続の記録的な大雨により多大な被害が発生しており、 増大する自然災害リスクに対応するため、防災重点農業用ため池の整備な どを通じ、国土強靱化に向けた取組を推進することが重要です。
- (5) 日本型直接支払制度で維持された集落機能により、近年頻発する災害への初動対応が適切に図られるなど、地域の共助にも大きく貢献していることから、制度を継続的に推進していく必要があります。

「あきた型ほ場整備」の取組と成果

鹿角市末広地区では、地区の約8割を大区画化し、労働時間を大幅に削減するとともに、 汎用化により、ねぎを主体とした高収益作物の生産を拡大

<末広地区における販売額の推移> (単位:百万円) 80 キャベツ 販売額は 約4倍に!

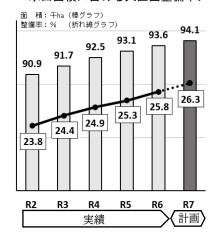
<大区画化ほ場>



R 2

くねぎの収穫作業>

く〔参考〕ほ場整備面積(累計)と 水田面積に占める大区画整備率>



く〔参考〕ほ場整備の主な効果> ◎10a当たり労働時間(水稲)

(実施前) 28.4時間

(実施後) 12.8時間

55%削減

※県内事例(農地整備課調べ)

水田の大区画化 + 汎用化

R 6



需要に応じた生産体制を構築!

防災重点農業用ため池の防災・減災対策

防災工事によるハード対策のほか、避難訓練や水位計システム導入等のソフト対策を推進

/ \ K 対



<改修済の勘兵エため池(由利本荘市)>

<R4~7の大雨により決壊・崩落したため池箇所数>

被災年	未改修	改修済※
R4~7	90	0

※農村地域防災減災事業により改修

改修済ため池の決壊・崩落ゼロ!

フト 対





<ハザードマップを活用した避難訓練(美郷町)>

<水位計システムを導入した滝の沢ため池 (秋田市) >

(担当課室名 農林水産部農山村振興課、農地整備課)

Ⅲ-4 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

農林水産省大臣官房、農産局、畜産局、農林水産技術会議

【要望の内容】

(1) 農業の持続的発展や農畜産物の安定した流通機能の維持に向け、ライスセンターやカントリーエレベーター等の再編整備や、地域の収益性向上等に必要な農業機械・集出荷施設・畜舎等の整備に要する予算を十分かつ継続的に確保すること。

特に、新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、産地の維持 に不可欠な基幹施設の再編を進める上で重要な事業であることから、十分 な予算を安定的に確保すること。

(2) ねぎの自動除草機やりんごの収穫ロボットの開発など、作業の省力化や 生産性向上等に資するスマート技術の研究開発を加速するとともに、土地 利用型作目を含めた技術導入にかかる負担軽減に向けた予算を確保するこ と。

- (1) 自然災害の増加や国際的な政情不安など、食料の安定供給に影響を与えるリスクの増大や、生産者の高齢化による、労働力不足等が進行している中、当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸・畜産の大規模生産団地を整備してきたところであり、出荷量の拡大や新規就農者の確保が図られるなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) こうした大規模生産団地の整備に加え、老朽化した共同利用施設の集約 再編や、機能強化による効率的な施設利用など、地域の実情に応じた支援 を行うことが重要であり、予算を安定的に確保する必要があります。 また、既存の穀類乾燥調製貯蔵施設46基について、今後3か年で31 基の再編整備や合理化に対する要望がありますが、その整備は早急かつ計 画的に実施する必要があります。
- (3) 当県では、省力化や生産性向上を図るため、自動操舵トラクターを活用したねぎやえだまめの播種・中耕作業やドローンを活用した除草剤の散布等の実証に取り組んでいますが、今後、担い手不足の更なる進行が見込まれる中で、管理作業や収穫作業の軽減に向けた技術開発の促進に加え、スマート技術導入への支援の拡充が必要です。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業の計画

- 初生年前自入农 及木牌是科及人族手术等前自			m / - 1 1 /
予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和7年度計画	能代市二ツ井地区、潟上市飯田川地区	581	261
(R6補正)	横手市大森地区		
令和8年度計画	JAあきた白神、JA秋田なまはげ、JAあきた湖東、JA秋田おばこ、	3, 985	1,819
	JA秋田ふるさと、JAこまち、農業法人(秋田市、美郷町)		
令和9年度以降	JA あきた白神、JA秋田なまはげ、JAあきた湖東、JA秋田お	14, 369	6, 560
	ばこ、JA秋田ふるさと、大潟村カントリーエレベーター公社		

カントリーエレベーターの再編・合理化の意向 2

-	整備時期	R 8	R 9 ∼10	検討中	意向なし	合計
	基数	13	18	5	10	46

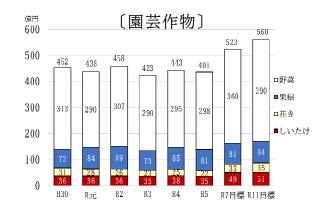
産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画 3

3 産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画			百万円)
予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和6年度実績	由利本荘市松ヶ崎・西目地区	1,299	581
	大潟村、大館市雪沢地区		
令和8年度計画	秋田市、由利本荘市、にかほ市、仙北市	300	146

畜産クラスター事業の計画

		\ I I———	m / 4 4 /
予算時期等	地 区 名 等	事業費	補助金
令和7年度実績	由利本荘市大内地区	130	57
令和8年度計画	大仙市南外地区	1,100	500
令和9年度計画	大仙市南外地区、秋田市河辺地区	1,705	775

園芸作物及び畜産物の産出額の推移 (出典: 生産農業所得統計、林業産出額) 5





(単位:百万円)

(単位:百万円)

(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、 園芸振興課、畜産振興課)

Ⅲ-5 新規就農者の確保・育成と農地集積・集約化の推進に ついて

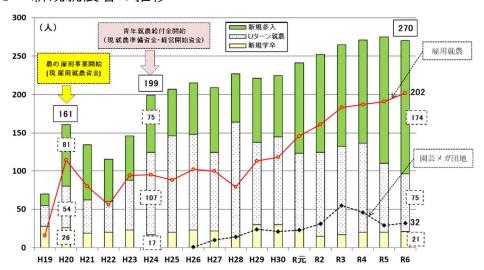
農林水産省経営局

【要望の内容】

- (1) 新規就農者育成総合対策における「就農準備資金」や「経営開始資金」、 さらには「経営発展支援事業」など、新規就農者の確保・定着に必要な予 算を十分に確保すること。
- (2) 地域計画に位置づけられた担い手の規模拡大や経営改善等を支援するため、「農地利用効率化等支援交付金」や「農業経営・就農支援体制整備推進事業」について、生産性向上に意欲的な農業者や、経営改善に取り組む農業法人の要望に応えられるよう、予算を十分に確保すること。
- (3) 農地の再契約や地域内外からの受け手を掘り起こす過程において、中間 保有する農地の管理等の業務が増加しているため、農地中間管理機構が安 定的に運営を行えるよう、「農地中間管理機構事業」の予算を十分に確保 し、地方に負担が生じないようにすること。

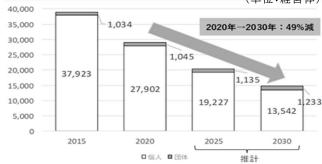
- (1) 当県の新規就農者は、12年連続で200人以上を確保していますが、 2020年から向こう10年間で農業経営体数は半減する見通しであり、 担い手の確保に向けて継続した支援が必要です。
- (2) 「就農準備資金」や「経営開始資金」について、年数回に分割して配分 されるため、交付対象者の生活安定と計画的な営農に支障を来しているほ か、交付事務においても多大な負担が生じています。
- (3) 地域計画の継続的なブラッシュアップにより、実効性を高めるためには、 地域計画の実現に向けた取組を後押しする継続的な支援が必要です。
- (4) 農地中間管理機構が創設されて11年を経過し、今後は満了を迎えた農地の再契約が増加するほか、受け手の高齢化により再契約に至らない農地や契約満了前に解約となる農地への対応が増加していることから、業務への支障が生じないよう支援が必要です。

1 新規就農者の推移



2 農業経営体の見通し

(単位:経営体)

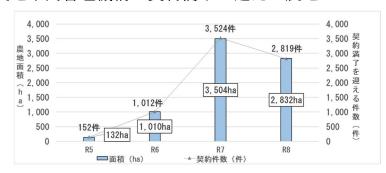


資料:農林業センサス等をもとに農林政策課推定

3 地域計画の策定状況

	X	分	地域計画数	1市町村当たり の地区数	1計画当たりの 農用地等面積	将来の受け手が 位置付けられていない 農地の面積
	全	玉	18,894	11.7地区	223ha	133.9万ha(31.7%)
	東	北	2,513	11.3地区	336ha	30.3万ha(35.9%)
ı	秋日	日県	323	12.9地区	458ha	4.7万ha(32.0%)

4 農地中間管理機構で契約満了を迎える農地



(担当課室名 農林水産部農林政策課)

Ⅲ-6 水田の収益力強化に向けた取組の推進について

農林水産省大臣官房、消費・安全局 農産局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 水田における収益力の強化や、地域の創意工夫による産地づくりを推進 するため、「水田活用の直接支払交付金」及び「コメ新市場開拓等促進事 業」の十分な予算を安定的に確保すること。
- (2) 経営の大規模化に伴う労働力不足に対応し、安定的に米を生産していく ため、消雪の遅い日本海側においても取組可能な乾田直播など、超省力・ 低コスト生産技術の開発を加速させるとともに、開発された技術の速やか な現場実装を支援すること。
- (3) 大豆等との田畑輪換を行う水田については、排水対策や輪作体系の確立 など、生産性の向上に向けた取組を支援するとともに、平場での作期分散 や中山間地域での収量確保を可能とする大豆の早生品種を開発すること。
- (4) 持続性の高い農業の取組を拡大するため、有機農業への転換促進や地域で有機農業に取り組む拠点づくり、地域資源の循環利用など、「みどりの食料システム戦略推進総合対策」の予算を安定的に確保するとともに、Jークレジットの取組拡大を推進すること。

- (1) 当県では、多彩な品種ラインナップを取り揃え、加工用米や輸出用米の拡大に取り組むほか、大豆や園芸品目を組み合わせた収益性の高い水田農業を展開していくこととしており、引き続き、農業者が安心して営農できるよう、十分な予算の確保が必要です。
- (2) 担い手の減少が続き、農業経営の大規模化が進む中、限られた労働力で 安定的に米の生産量を確保していくためには、乾田直播などの超省力技術 の開発・普及により1経営体当たりの作付面積を拡大するとともに、輸出 や業務用など多様なニーズに対応した多収量品種の導入等の必要がありま す。

- (3) 大豆を組み合わせ、収益性の高い輪作体系を確立するため、プロジェクトチームを設置し、難防除病害や排水対策など、単収向上に向けた指導体制と技術普及を強化していますが、大豆については、中山間地域における収穫遅れへの対応や、作期の拡大により担い手の規模拡大を図るため、当県の気候に適した早生品種の導入が必要です。
- (4) 当県では、有機農業や化学肥料低減に資する機械導入支援を行ってきており、これらの農産物の高付加価値化を図るとともに、地球温暖化防止等に効果が高い営農活動の普及拡大に向け、取り組みやすい環境づくりが必要です。

1 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位:億円)

項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
戦略作物助成等	76.8	83.8	71.7	65.7
産地交付金	43.6	31.8	28.7	31.4
計	120.4	115.7	100.5	97.1

※戦略作物助成等には都道府県連携型助成等(R3年:1.3 億円、R4年:0.5 億円、R5年:0.1 億円)を含む

2 みどり認定の認定目標

(単位:経営体数)

R6(実績)	R7	R8	R9	R10	R11
60	400	1,150	1,650	2,000	2,050

(担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

Ⅲ-7 各種資材価格の高騰対策について(拡充)

農林水産省大臣官房、農産局、畜産局 林野庁

【要望の内容】

- (1) 配合飼料価格の高止まりが長期化していることから、生産者の負担が軽減されるよう、配合飼料価格安定制度の運用を見直すとともに、飼料費の低減を図るため、高栄養な飼料作物の生産拡大など、飼料自給率の向上に必要な予算の確保を図ること。
- (2) きのこの生産資材導入支援事業を拡充し、きのこの次期生産に必要な資 材の高騰分に加え、電気代や燃油代等といった生産経費の高騰分も支援対 象にすること。
- (3) 物流コストの増大に対応するための、異なる地域・事業者間でも共同で 利活用できる市場荷受けシステムの導入・運用など、農産物の効率的な物 流体制の構築に向けた動きに対し、必要な支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、各種資材価格が高騰し、担い手の懸念材料となっていることから、不安が広がらないよう支援を継続することが重要です。
- (2) 配合飼料価格の高止まりにより、農家の経営環境が悪化していることから、価格安定制度の積立金単価や発動基準の見直しが必要です。 また、自給飼料の増産が急務となっており、草地整備等の公共事業や畜産クラスター事業等の継続的な予算確保が必要です。
- (3) 当県のしいたけは、京浜地区中央卸売市場において、年間出荷量・販売額・販売単価の全てで日本一を誇る産地となっていますが、菌床代のみならず、暖房、空調といった生産経費の高騰により、しいたけ農家の経営はかつてないほど厳しい状況になっています。

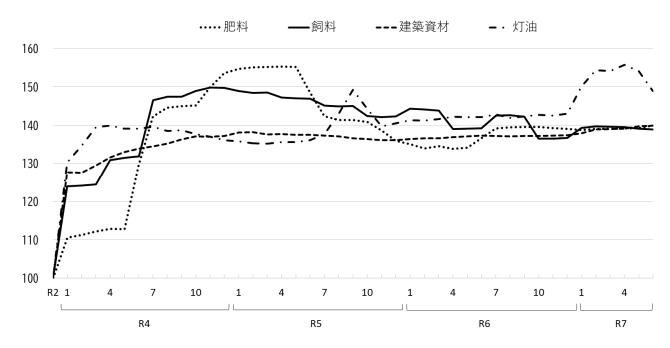
当県では、きのこの生産資材導入支援事業を活用し、生産者の22%、

生産数量の60%に支援を行っていますが、物価高騰に対する十分な対策 とは言えず、更なる支援が必要です。

(4) 燃油価格の高止まりや物流の2024年問題への対応により、物流コストの負担が大きくなっている中で、県内の事業者も市場荷受けシステムの導入など集荷体制の改善に取り組んでいるものの、様々なシステムが混在しており、更なる利便性の向上が求められています。

【参考資料】

農業生産資材の価格指数(令和2年基準)



(出典:農業物価統計調査)

(担当課室名 農林水産部農業経済課販売戦略室、園芸振興課、畜産振興課)

Ⅲ-8 豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について

農林水産省消費・安全局

【要望の内容】

- (1) 豚熱については、当県においても野生イノシシでの感染が拡大している ことから、経口ワクチンの継続散布に必要な予算を確保すること。
- (2) 産業動物獣医師を確保するため、国が実施する「産業動物獣医師修学資金」について、十分な予算を確保するとともに、特に高校生枠について必要な予算を配分すること。
- (3) 家畜防疫に関する検査機器等の整備を円滑に行うため、「消費・安全対策交付金」等について、十分な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

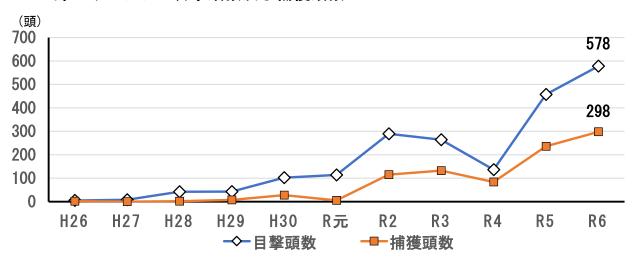
- (1) 県内でも野生イノシシに豚熱ウイルスが浸潤しており、経口ワクチンの 効果を高めるためには中長期にわたる散布が必要です。
- (2) 全国的に特定家畜伝染病が頻発する中、防疫対策に支障を来たさないよう獣医師数を確保するため、「産業動物獣医師修学資金」の十分な予算が必要です。

当県では、高校生向け獣医師体験研修の実施により、産業動物獣医師の職域への理解が進み、獣医系大学の地域枠入学に対する関心が高まっています。希望者が確実に入学するためには、高校生枠を十分に確保する必要があります。

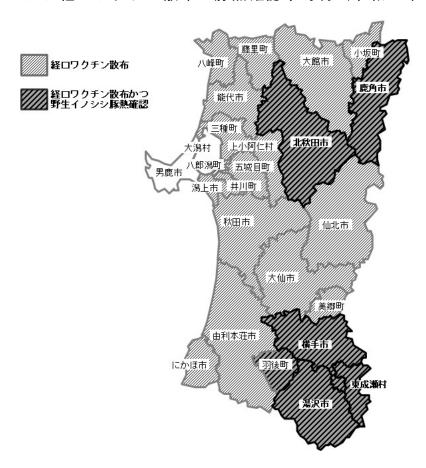
また、職域偏在の解消に向け、獣医大学生の理解醸成を図る取組を推進するとともに、受け手となる産業動物獣医療分野の業務環境を改善する取組への支援も必要です。

(3) 豚熱や鳥インフルエンザの診断に必要な機器の導入や更新にかかる費用が増大しており、計画的な整備を進めるためには「消費・安全対策交付金」等による十分な支援が必要です。

1 野生イノシシの目撃頭数及び捕獲頭数



2 野生イノシシ経口ワクチン散布・豚熱確認市町村(令和7年10月末日現在)



(担当課室名 農林水産部畜産振興課)

Ⅲ-9 持続的な水産業の発展に向けた予算の確保について

水産庁

【要望の内容】

- (1) 安定的な漁業生産のため、養殖拠点の整備や漁港等の機能強化・保全に 必要な予算を確保すること。
- (2) 漁業所得の向上を目指し、つくり育てる漁業を推進するため、種苗生産 施設の整備に必要な予算を確保すること。
- (3) 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るために必要な予算を確保すること。

- (1) 近年の海洋環境の変化等により、ハタハタやカレイなど、これまで当県 水産業を支えてきた魚種が不漁となるなど、漁業生産が低迷しており、安 定的な生産が可能となる蓄養殖漁業に取り組む必要があります。
- (2) 八峰町岩館漁港におけるサーモン養殖拠点の整備のほか、老朽化した漁港施設の長寿命化や地震・津波対策による安全性を確保するためには、「水産基盤整備事業」による継続的な支援が必要です。
- (3) さらに、当県の重要魚種であるサケの漁獲量が低迷する中、生産性の向上に資するサケふ化場の整備を安定的に進めるためには、「浜の活力再生・成長促進交付金」による継続的な支援が必要です。
- (4) また、蓄養殖などに取り組む次代を担う人材の確保・育成が重要であり、 令和元年度に設置した「あきた漁業スクール」において、漁業研修を実施 しており、今後も安定的に確保するためには、「経営体育成総合支援事 業」による継続的な支援が必要です。

1 水産基盤整備事業の整備計画

(単位:百万円)

事業内容	地区名	R 7	予算	R 8 計画		
尹 未 门 谷	地		うち国費		うち国費	
養殖生産拠点の整備	岩館漁港	400	200	400	200	
漁港施設の機能強化ほか	金浦漁港ほか	361	180	571	285	
漁場整備・海底耕うん	北浦漁場ほか	168	84	140	70	
海岸施設の長寿命化ほか	象潟漁港海岸ほか	200	100	310	155	
計		1, 129	564	1, 421	710	

2 浜の活力再生・成長促進交付金による整備計画

(単位:百万円)

事業内容	地区名	R 7	予算	R 8	計画
尹 未 门 谷	地 区 泊		うち国費		うち国費
サケふ化場整備	大仙市	l	l	33	16
計		_	_	33	16

※サケふ化場整備: R8~10 (予定)

3 経営体育成総合支援事業による支援計画

(単位:百万円)

事業内容	地区名	R 7 予算		R 8 計画	
事業内容	地区名		うち国費		うち国費
漁業現場での 雇用型長期研修	男鹿市ほか	7. 7	7. 7	10	10
計		7. 7	7. 7	10	10

(担当課室名 農林水産部水産漁港課)

IV 産業

Ⅳ-1 持続的な賃上げに向けた支援策について(拡充)

内閣官房日本成長戦略本部事務局 中小企業庁 厚生労働省労働基準局

【要望の内容】

- (1) 「経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太方針2025)」に記載されている、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の支援策について、早急に内容を示し、実施すること。
- (2) 「骨太方針2025」に掲げられている「最低賃金を2020年代に全国平均1,500円とする」という目標に向けて、今後5年間で集中的に実施するとしている生産性向上などの支援策について、具体的な内容を早期に提示すること。
- (3) 最低賃金について、地域間の競争により設定される実態も見られること から、経済実態に応じた地域区分毎に同一の最低賃金を適用するなど、抜 本的な制度改正に早急に着手すること。

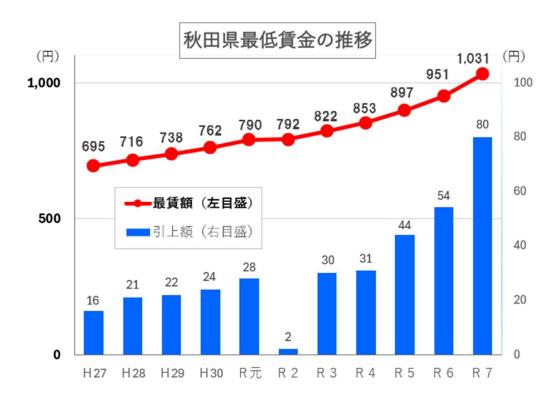
【要望の背景や当県の取組】

(1) 今年の秋田地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が示した 目安額である64円を大幅に上回る、80円の引上げが答申され、決定と なりました。

これを受け、当県では、各業界に対するヒアリングを行った上で、時給が一定額以下の労働者の賃金を引き上げた事業者に対し、定額の支援金を 交付する事業を緊急的に措置しています。

(2) 「骨太方針2025」では、「政府の補助金による重点的な支援を行う ことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しする」 としており、円滑な賃上げのためには、これらの支援策を早急に実施する ことが不可欠です。

- (3) 最低賃金を2020年代に全国平均1,500円とするためには、来年 度以降も大幅な引上げが続くことが想定され、中小企業や小規模事業者が 計画的に対応するためには、価格転嫁や生産性向上に向けた支援策を早期 に示した上で、継続していく必要があります。
- (4) 近年、経済的根拠が曖昧な地域間の過熱した上積み競争により金額が決定される傾向が顕著となっており、他の地方最低賃金審議会の審議に左右されずに最低賃金を定めることができる、抜本的な制度改正を早急に講じる必要があります。
- (5) 地域間格差を是正するには、全国一律の最低賃金を定めることが有効ですが、各都道府県の経済の実態には差があることから、当面の間は、経済力が同程度である都道府県のグループ毎に定めることなどが考えられます。



(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

IV-2 洋上風力発電にかかる発電事業者の撤退への対応について(新規)

内閣府総合海洋政策推進事務局 資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

【要望の内容】

- (1) 洋上風力発電事業者が撤退を表明した当県沖の「能代市、三種町及び男 鹿市沖」「由利本荘市沖」において、速やかに事業者の再公募を行うこと。
- (2) このたびの撤退による影響を最小限に抑えるため、参入を目指す事業者 が活用した国の補助制度について弾力的に取り扱うとともに、先行投資を 行った事業者等に対し、最大限の支援を行うこと。
- (3) 洋上風力発電事業が、国策として着実に実施されるよう、長期脱炭素電源オークションへの入札容認等の事業環境整備を行うこと。
- (4) 撤退する洋上風力発電事業者の保証金が国庫に納付されることを踏まえ、 撤退する事業者が利用を予定していた基地港湾の利用促進及び発電事業者 の負担軽減のため、基地港湾の貸付制度の柔軟な運用を図ること。

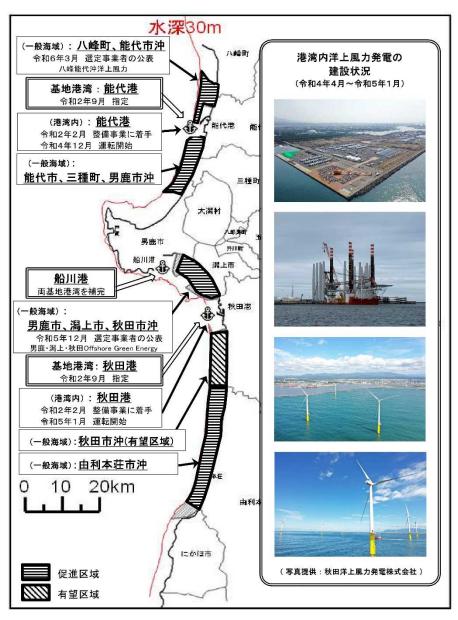
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 再エネ海域利用法に基づく当県沖の2つの促進区域において、発電事業者が撤退を表明したことにより、洋上風力発電導入の機運や県内事業者の受注機会が失われていくことが強く懸念され、早期に新たな発電事業者を決定する必要があります。
- (2) 洋上風力発電の導入に向けて官民を挙げて取り組んできた当県では、受 注の遅れや機会喪失など、事業の実施を見据え、国の補助も活用しながら 設備投資等を行ってきた県内事業者において様々な影響が出ています。 発電事業者が没収される保証金は、国庫に帰属することから、国におい

て地元への最大限の配慮がなされるべきと考えます。

- (3) 事業環境が大きく変化する中で、二度と事業者の撤退が生じることのないよう、当県沖における発電事業者の撤退理由も踏まえ、第2ラウンド以降も確実に事業が実施されるような制度としていく必要があります。
- (4) 再公募が実施される場合でも、洋上風力発電事業者の撤退により、他の 発電事業者が負担する港湾貸付料が一時的に増加し、基地港湾が使用され なくなる事態が懸念されます。

秋田県における洋上風力発電の状況(令和7年10月末現在)



(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課 建設部港湾空港課)

IV-3 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境 整備について(拡充)

内閣府総合海洋政策推進事務局 総務省自治税務局 経済産業省大臣官房 資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

【要望の内容】

- (1) 新屋浜風力発電所(秋田市)において発生したブレード落下事故の原因を早期に究明するとともに、風力発電設備にかかる現行の安全基準や点検のあり方について速やかに検証し、周辺地域の安全性と点検の実効性が担保されるよう見直すこと。
- (2) 最新技術を用いて風力発電設備の点検の精度向上を図ろうとする取組に 対し、財政支援等を行うこと。
- (3) 県内に事業所等を有しない法人の風力発電施設等について、立地する都 道府県において周辺環境整備等の行政サービスを受けていることから、法 人事業税の分割基準の対象とすること。
- (4) 再生可能エネルギーの導入拡大を踏まえ、風力発電を電源立地地域対策 交付金の交付対象に加えること。
- (5) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第4条第3項の規定に基づく広報活動その他の普及啓発に関する取組の充実を図ること。

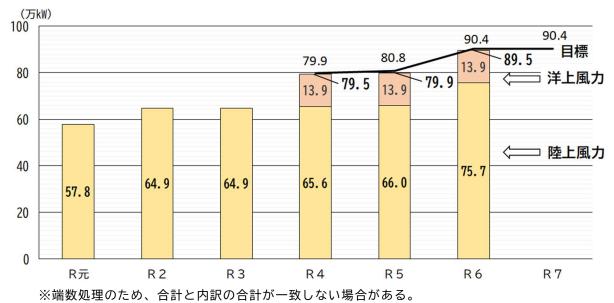
【要望の背景や当県の取組】

(1) 本年5月2日に発生したブレード落下事故については、6月18日に国の審議会が開かれ、事故時の運転状況等について発電事業者から報告がありましたが、事故原因については調査が続いています。

また、当該事故では発電所の占用許可区域外の公園にブレードが落下していることから、安全確保に向けた現行の基準は十分なものとは言えず、安全基準や点検のあり方について見直しが必要と考えます。

- (2) 当県では、ドローンを活用し、風力発電設備を停止させることなく点検 を行う先進的な技術の確立に向けて、産官学が協定を締結し、連携して取 り組んでいます。
- (3) 県内に事業所等を有しない法人の風力発電設備等の無人の発電施設は、 周辺道路の整備・維持管理や災害防止対策等の行政サービスを受けており、 企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させる観点から、 法人事業税の課税対象の見直しを図り、事業所とみなして分割基準の適用 対象とすべきと考えます。
- (4) 今後、洋上風力発電の導入拡大と送電網の整備に伴い、住民の理解促進 をはじめとした地域負担の増大と、大消費地への送電の増加が見込まれる ことから、風力発電を電源立地地域対策交付金(電源立地等初期対策交付 金相当部分、電源立地促進対策交付金相当部分、電力移出県等交付金相当 部分)の対象とすべきと考えます。
- (5) 再生可能エネルギーの導入に関して、景観・騒音等による生活環境への 影響、地域経済へのメリットの有無等に関する懸念が一部の住民にあるこ とから、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、再 生可能エネルギー発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく 必要があると考えます。

風力発電設備の導入量



(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課 総務部税務課、建設部港湾空港課)

IV-4 カーボンニュートラル拠点の形成に向けた環境整備に ついて(拡充)

経済産業省イノベーション・環境局 資源エネルギー庁 環境省地球環境局

【要望の内容】

- (1) 当県が整備を進める「下新城地区工業団地」等の再エネ工業団地を、早期に「GX戦略地域」に認定し、立地企業への税制優遇や設備投資等に対する支援に加え、工業団地向け再エネ電源の新設等、インフラ整備を含めた手厚い支援を行うこと。
- (2) 当県沖の海域を二酸化炭素の貯留候補地として検討が進んでいる「東北地方日本海側CCS事業」が確実に実施されるよう、試掘のための事業費を早期に予算化し、設備投資や運営費などに対する支援等のあり方を明確化すること。
- (3) 当県沖において実施される予定のCCS事業を生かしたメタネーション を推進するなど、将来的な水素需要を拡大し、水素供給の拠点化に取り組 むこと。
- (4) 浮体式を含む洋上風力発電の導入や、当県での揚陸が検討されている海 底直流送電線の敷設、当県沖におけるCCS事業等の複数の事業が海域及 び港湾を重複して利用することが想定されるため、円滑な推進に向けて、 関係漁業者の負担軽減や事業者間等の調整に国が主体的に取り組むこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では、県内で発電された再生可能エネルギー電力を活用した工業団 地を整備し、カーボンニュートラルに高い関心を持つ企業の誘致に取り組 んでいくことにしています。

8月26日より国が受付を開始した「GX戦略地域」に関する提案募集 について、当県はデータセンター集積型及び脱炭素電源活用型の2類型を 対象とした提案を作成し応募しています。

(2) 先進的CCS事業として9つのプロジェクトが事業化に向けた設計と調査・検討を行っていますが、特に当県沖の事業をはじめとする二酸化炭素

の船舶輸送案件に対する政府支援の方向性が定まっておらず、事業者による最終投資決定までに必要とされる事業環境が整っていないため、貯留開始に向けたスケジュールに遅れが生じています。

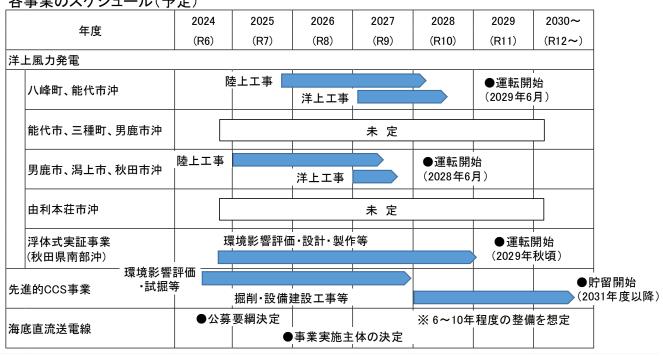
(3) 再生可能エネルギーについては、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムの構築に向けた技術開発が進められています。

当県は、洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるほか、当県沖を貯留エリアに含む民間事業の取組が国の先進的CCS事業に採択されるなど、水素とCO2からメタンを合成するメタネーションを効果的に行うための条件が整っています。

(4) 当県では、更なる着床式・浮体式の導入に向けた調査・検討に着手しているほか、浮体式実証事業の当県沖における実施も決定しています。こうした海域は、当県以外の漁業者も利用している可能性があるほか、洋上風力発電設備の建設や先進的CCS事業におけるパイプラインの設置など、当県の海域における複数事業の本格化に伴い、海域や港湾の利用について、関係事業者間の所要の調整を図る必要があります。

【参考資料】

各事業のスケジュール(予定)



(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、産業集積課 生活環境部温暖化対策課、農林水産部水産漁港課 建設部港湾空港課)

IV-5 環日本海交流や地域の拠点となる港湾の整備促進について

財務省大臣官房、主計局 国土交通省大臣官房、港湾局

【要望の内容】

- (1) 船川港において、災害時の緊急物資受入れと半島内各地への供給支援の ため、国直轄事業で耐震強化岸壁の整備及び老朽化対策を行うこと。
- (2) 基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されるよう 配慮するとともに、今後、洋上風力発電事業の進展に伴い、風車の大型化 等が想定されるため、港湾機能の更なる強化について検討すること。 また、当県沖の洋上風力発電事業の迅速化・効率化を図るため、船川港 の活用に向けた岸壁整備を検討すること。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港における施設改良や維持管理に必要な予算を確保し支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では能登半島地震を踏まえて設置された「男鹿半島地域等防災・減 災会議」において、道路の寸断等による孤立集落の回避や救助活動のため 耐震強化岸壁の整備が急務とされています。

また、整備から50年以上経過した施設において、老朽化対策が必要と されていますが、整備のための港湾管理に携わる技術職員も不足している ところです。

- (2) 一般海域における洋上風力発電事業の進展に伴い、岸壁設備をはじめと した港湾機能の更なる強化が必要です。
 - また、船川港では、洋上風力発電設備の設置・組立やその後の〇&M (運転及び保守)機能を確保するため、新たな港湾施設整備が必要です。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策や臨港道路の補修など、港湾機能を適切に維持するための整備を行う必要があります。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



(担当課室名 建設部港湾空港課)

- 8	2 –
-----	-----

V 健康・医療・福祉

V-1 地方の実情を踏まえた診療報酬体系の見直し等について(新規)

総務省自治財政局 厚生労働省保険局、医政局

【要望の内容】

人口減少が進む地方においても持続可能な医療提供体制を維持できるよう、高齢化率の高い地域や人口密度の低い地域、医療へのアクセスが困難な地域に対する診療報酬の加算など、地方の実情を反映した柔軟な診療報酬体系の再構築を行うこと。

併せて、不採算地区における医療や不採算部門にかかる医療を担っている公的 ・公立病院について、持続的に医療サービスを提供できるよう補助金や財政措置 を含む抜本的な対策を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では急激な人口減少が進み、医療需要も減っていくと見込まれていますが、住民が安心して暮らすためには持続可能な医療提供体制の構築が不可欠です。

しかしながら、多くの医療機関は、高齢化による疾病構造の変化や医療 人材の不足に加え、近年の急激な物価高騰の影響も受け、危機的な経営状 況にあります。

このため、各医療機関は病床の削減や生産性の向上などにより経営効率 化を図っているものの、県土が広いため訪問診療やへき地への巡回診療等 を行う際の燃料費や車両コストがかさむほか、人口密度の低さにより高額 医療機器の投資回収や小児科・産婦人科などの専門診療科維持において、 都市部に比べて厳しい環境にあります。

国民がどこに住んでいても等しく医療を受けられるためには、必要な医療を提供する医療機関の存続が重要であることから、存続が危ぶまれる地方の医療機関特有の事情を考慮した診療報酬体系が必要です。

(2) 特に、公的・公立病院については、不採算地区や不採算部門にかかる医療を提供することから構造的に経営状況が厳しく、診療報酬体系の再構築

だけではなく、補助金や財政措置を含む抜本的な対策が求められています。

(3) 当県では分娩件数が減少する一方、分娩件数に占めるハイリスク分娩の 割合は年々増加しており、周産期母子医療センターで提供されている新生 児集中治療室(NICU)は、地域の周産期医療を支える重要なインフラ となっています。

分娩件数の減少により周産期母子医療センターの経営が厳しさを増す中、 NICUは、専門スタッフの配置や医療機器の維持管理に多大な固定費が かかるため、その安定的な運営には、「新生児特定集中治療室管理料」の 取得が不可欠です。

このためには、「直近1年間の出生体重 1,000g未満の患者4件以上」などといった症例数に関する施設基準を満たす必要がありますが、当県では近年の急激な分娩件数の減少により、この基準を満たすことが年々困難となっています。

地方においても安心安全な周産期医療提供体制が維持できるよう、地方の実情を踏まえた施設基準の緩和が必要です。

【参考資料】

○当県病院の経営状況(県医務薬事課調べ)

	経常黒字	経常赤字
全病院	3 1 . 7 %	68.3%
主に急性期医療を担う病院	13.8%	86.2%

○県内の分娩取扱件数(県医務薬事課調べ)

(単位:件)

H25	H26	H28	H29	H30	Н31	R2	R3	R4	R5
7,259	7,113	6,720	6,430	5,973	5,601	5,250	4,892	4,496	4,113

○県内のハイリスク妊娠・分娩管理加算の対象となる症例数(県医務薬事課調べ) (単位:件)

Н31	R2	R3	R4	R5	
7 9 1	6 3 7	6 4 1	777	767	

- ※切迫早産、重症妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病など
- ○NICU管理料(新生児特定集中治療室管理料)の施設基準(抜粋)
 - ①管理料 1 10.584 点

次のいずれかの基準を満たしていること。

- ア 直近1年間の出生体重1,000グラム未満の新生児の新規入院患者数が4件以上であること。
- イ 直近1年間の当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開 頭手術、開腹手術、胸腔鏡下手術又は腹腔鏡下手術の年間実施件数が6件以 上であること。
- ②管理料 2 8,472 点

直近1年間の出生体重 2,500 グラム未満の新生児の新規入院患者数が30件以上であること。

○主な公立病院の経常収支の推移(地方公営企業決算状況調査(総務省))

(単位:億円)

病院名	市町村名	R 4	R 5	R 6
横手病院	横手市	▲ 1.9	▲ 5.1	▲ 7.3
大館市立総合病院	大館市	▲ 3.1	▲ 7.2	▲ 9.7
扇田病院	大館市	▲0.9	▲ 1.2	▲ 2.8
男鹿みなと市民病院	男鹿市	1.3	▲ 0.3	▲ 3.4
角館総合病院	仙北市	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 6.3
田沢湖病院	仙北市	▲ 0.2	▲ 0.0	▲ 1.9

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課、企画振興部市町村課)

V-2 医療人材の確保・地域偏在の解消に向けた制度の構築 等について(拡充)

厚生労働省医政局、医薬局

【要望の内容】

- (1) 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を実効性を伴って 推進するなど、地域間、診療科間における医師偏在の課題に対し、国の責 務として是正対策に取り組むこと。
- (2) 大都市圏を中心に設定されている専攻医(専門研修プログラム登録者) の募集定員にかかる制限(シーリング)については、激変緩和措置を廃止 するなど制度を見直すよう日本専門医機構に働きかけること。
- (3) 学生への修学資金貸与や看護師等養成所運営への支援、医療人材の離職 防止・スキルアップ事業の実施など、都道府県が独自に行う医療人材の確 保と地域偏在の解消に向けた取組に対し、地域医療介護総合確保基金の弾 力的な活用をはじめとした必要な財政支援の充実を図ること。
- (4) 看護師等養成所の専任教員の配置について柔軟な取扱いを可能とするよう、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の基準を見直すこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和5年度に国が示した医師偏在指標では、当県は全国第41位であり、 また、二次医療圏別では、県央以外の二次医療圏が医師少数区域となって います。
- (2) 当県では、医師の確保と地域偏在の解消のため、これまで秋田大学の地域枠の医学生等に修学資金を貸与するほか、あきた医師総合支援センターにおいて県内におけるキャリア形成を支援するなど、医師確保対策に取り組んできましたが、県単独の取組には限界があります。
- (3) 国では「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」として、経済的インセンティブにも踏み込んだ取組を検討していますが、地域の実情

を踏まえた着実な推進を求めます。

- (4) 専攻医の募集定員については、大都市圏を中心に定員を制限しているものの、激変緩和措置により定員が更に上乗せされていることもあり、特に地方の医師少数県において、採用数の増加につながっていません。一方で、大都市圏(東京、神奈川、愛知、大阪、福岡)が占める採用数は、制限制度開始以降も、変わらず高い水準で推移しています。
- (5) 看護職員や薬剤師等の医師以外の医療人材について、全国的に増加傾向 にあるものの、当県では令和4年に減少に転ずるなど、必要な人材の確保 が難しくなっています。

具体的には、看護職員を確保できないため、医療機能を縮小する病院が 出てきているほか、病院薬剤師偏在指標では、当県は全国第46位となる など、人材不足が深刻となっています。

- (6) そうした取組の財源として、地域医療介護総合確保基金は貴重であり、 対象事業について柔軟に認めるほか、基金の配分額についても特に医師少 数県等に十分に配慮することが必要と考えます。
- (7) 少子化の影響等により、地域に根ざした看護師等養成所の学生確保が困難となっている中、一部の養成所では学生数の減少が著しく、効率的な運営が求められていますが、現行制度では、学生数にかかわらず専任教員8 人以上が必要となっており、経費の節減には限界があります。
 - 一定の要件のもとで、多様なメディアを利用した授業も可能とされていることから、専任教員以外の教員による授業を教育の質を低下させることなく実施できる環境も整備されています。効率的な運営を実現するためには、非常勤教員を活用した柔軟な取扱いも必要となっています。

- (1) 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ(概要)
 - ①基本的な考え方

国民皆保険が維持されるよう、国、地方自治体、医療関係者、保険者 等の全ての関係者が協働して取り組む

- ②総合的な対策パッケージの具体的な取組
 - ○医師養成課程を通じた取組 医学部臨時定員の対応
 - ○医師確保計画の実効性の確保 重点医師偏在対策支援区域の設定と優先的重点的に対策
 - ○地域偏在対策における経済的インセンティブ等 派遣医師・従事医師への手当増額 等

(2) 専攻医数の推移

(単位:人)

		R .	ī	R	2	R	3	R	4	R!	5	R	6	R	7
医	青森県	72	0.8%	68	0.7%	72	0.8%	71	0.8%	67	0.7%	79	0.8%	76	0.8%
師	岩手県	65	0.8%	71	0.8%	77	0.8%	74	0.8%	80	0.9%	54	0.6%	57	0.6%
少数	山形県	66	0.8%	57	0.6%	55	0.6%	54	0.6%	54	0.6%	60	0.6%	39	0.4%
県	秋田県	49	0.6%	55	0.6%	55	0.6%	47	0.5%	52	0.6%	48	0.5%	49	0.5%
	東京都	1,771	20.6%	1,783	19.6%	1,748	19.0%	1,749	18.5%	1,832	19.6%	1,791	18.9%	1,812	19.2%
大	神奈川県	516	6.0%	546	6.0%	607	6.6%	639	6.8%	665	7.1%	652	6.9%	684	7.2%
都市	愛知県	476	5.5%	520	5.7%	552	6.0%	571	6.0%	612	6.6%	585	6.2%	621	6.6%
圏	大阪府	652	7.6%	683	7.5%	669	7.3%	684	7.2%	676	7.2%	733	7.8%	724	7.7%
	福岡県	444	5.2%	424	4.7%	451	4.9%	470	5.0%	434	4.7%	475	5.0%	490	5.2%
大	都市圏計	3,859	44.8%	3,956	43.6%	4,027	43.9%	4,113	43.5%	4,219	45.2%	4,236	44.8%	4,331	45.8%
周辺	埼玉県	256	3.0%	343	3.8%	317	3.5%	381	4.0%	366	3.9%	378	4.0%	415	4.4%
県	千葉県	332	3.9%	381	4.2%	388	4.2%	395	4.2%	397	4.3%	410	4.3%	424	4.5%
4	全国合計	8,615	100%	9,082	100%	9,183	100%	9,448	100%	9,325	100%	9,454	100%	9,762	100%

(出典:一般社団法人日本専門医機構資料)

(3) 専攻医の募集定員にかかる制限について

①医師のキャリア形成の流れ

医師は国家資格を取得し、2年間の臨床研修(義務)を修了した後、 多くが専門医取得を目指し、基幹施設が提供する専門研修プログラムに 登録する。

医師1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
1,5,7,3,2,11	床研修	専攻医(※ 登録した場	専門研修プ 合)	ログラムに	勤務医等(※ 後、サブスペ 門医取得を目	シャリティ専
(2-	H [P] /	勤務医等(※専門研修	プログラムに	こ登録しない医	三師)

②募集定員にかかる制限の設定

大都市圏の専門研修プログラムに医師が集中しないよう、下記の図の とおり、定員に制限が設けられている。

2026年度募集制限 (シーリング) 数 ※内科分抜粋

	通常募集プログラム	うち基本数	うち加算分	うち留意分	連携等プログラム	除く) (都道府県限定分	都道府県限定分	プログラム	合計 (通常+連携等)
東京都	383	333	50	0	148	78	26	44	531

(出典:厚生労働省「令和7年度第2回医道審議会医師分科会医師専門部会 (R7.7.24)資料」より抜粋)

(4) 看護職員・薬剤師数の推移

(単位:人)

		H26	H28	H30	R2	R4	R6
秋田	看護職員	14,698	15,136	15,364	15,386	15,267	15,145
県	薬剤師	1,961	2,009	2,056	2,066	2,055	
全	看護職員	1,509,340	1,559,562	1,612,951	1,659,035	1,664,378	1,698,421
玉	薬剤師	288,151	301,323	311,289	321,982	323,690	

(出典:厚生労働省 衛生行政報告例、医師・歯科医師・薬剤師統計)

(5)薬剤師偏在指標(令和5年6月厚生労働省公表)

		薬剤師全体	病院薬剤師	薬局薬剤師	
秋田	偏在指標	0.84	0.56	0.96	
県	順位	39位	46位	24位	
全国偏在指標		1.00	0.80	1.08	

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課医療人材対策室)

V-3 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局 厚生労働省医政局

【要望の内容】

二次医療圏における中核病院として地域医療提供体制の維持・確保に欠かすことのできない公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、秋田県厚生農業協同組合連合会が運営する病院等の公的病院が、二次医療圏における中核的医療機関として、救急医療やへき地医療など、不採算部門を含む医療提供を担っているほか、新型コロナウイルス感染症にかかる病床の確保や発熱外来の設置、災害時におけるDMATの派遣といった災害医療への対応など、有事の際にも公立病院と同様に大きな役割を果たしてきたところです。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良や設備整備に要する借入れについては、その元利償還金に交付税措置があるものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費や設備整備費を助成する場合については、財政的な支援制度がありません。
- (3) 平時における地域の医療提供体制の維持・確保のみならず、災害や新興 感染症発生時など、有事の際の医療提供においても、公的病院は必要不可 欠な存在であり、今後、老朽化していく公的病院施設の長寿命化や機能強 化等を進めるためには、更なる財政支援の充実が必要です。

秋田県内の主な医療提供体制

二次 医療圏	旧二次 医療圏	救 命 救 急 セ ン タ ー	周 産 期 母 子 医療 センター	救急告示病院	災害拠点病院	へき地医療拠点病院
	大館・鹿角	大館市立総合病院 (地域)	大館市立総合病院 (地域)	★かづの厚生病院 ほか2病院	★かづの厚生病院 大館市立総合病院	★かづの厚生病院
県北	北秋田			北秋田市民病院	北秋田市民病院	北秋田市民病院
	能代・山本			★能代厚生医療センター ほか2病院	★能代厚生医療センター	
県央	秋田周辺	秋田大学医学部附属病院 (高度) ★秋田赤十字病院	★秋田赤十字病院 秋田大学医学部附属病院 (地域)	★秋田赤十字病院 ★秋田厚生医療センター ほか 6 病院	秋田大学医学部附属病院 (基幹) ★秋田赤十字病院 ほか2病院	男鹿みなと市民病院
	由利本荘・ にかほ			★由利組合総合病院 ほか 2 病院	★由利組合総合病院	★由利組合総合病院
	大仙・仙北			★大曲厚生医療センター ほか2病院	★大曲厚生医療センター 市立角館総合病院	
県南	横手		★平鹿総合病院 (地域)	★平鹿総合病院 ほか2病院	★平鹿総合病院	★平鹿総合病院
	湯沢・雄勝			★雄勝中央病院 町立羽後病院	★雄勝中央病院	

^{※★}は公的病院(公立病院を除く)

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

_	94	_
	JT	

VI 教育・人づくり

VI-1 幼児教育・保育の提供体制の強化と質の向上について (拡充)

こども家庭庁 文部科学省初等中等教育局

【要望の内容】

- (1) 幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、保育士等の配置基準の更なる見直しを早期に実現するとともに、継続的に処遇改善を図るなど、国の責任 において人材確保等における実効性のある施策や財政措置を講じること。
- (2) 人口減少地域における保育施設において、将来にわたり運営継続が可能となるよう、20人未満の利用定員区分を新たに設定するほか、職員配置への加算や、園児数の多寡にかかわらず必要となる経常的な経費への支援を充実させるなど、人口減少地域の実情に応じた公定価格の制度改正を行うとともに、地域の子育て支援の中核的役割や場を担えるよう多機能化を図るための財政措置を講じること。

また、昨年度の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に伴う冷暖 房費支援の縮小について、寒冷地にある就学前教育・保育施設及び児童養 護施設等の負担は大きいことから、地域の実態に即した支援となるよう制 度を見直すこと。

さらに、除雪費加算について、特別豪雪地帯の隣接地域でも除雪作業を必要としていることから、地域の実態に即した支援となるよう制度を見直すこと。

(3) 障害児や発達障害等の診断には至らないものの保育上の支援が必要な児童を受け入れている就学前教育・保育施設に対する支援について、保育士等の加配要件の緩和や基準額の引き上げなどの充実を図ること。

併せて、障害児保育にかかる市町村への普通交付税の算定においても同様に支援を拡充すること。

(4) 幼保小連携を積極的に進められるよう、就学前教育・保育施設と小学校 の教職員間の相互理解推進の役割を担う幼児教育アドバイザーの配置など に向けた予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

財政面での支援が必要です。

(1) 幼児期の教育・保育の質を向上させ、子どもの死傷事故や不適切な保育 を防止するためには、保育士等の負担を軽減し、子どもたちにしっかりと 気を配ることができる環境整備が重要です。

また、公定価格における職員配置基準は、1歳児配置改善加算が設けられたものの、要件があるほか、0歳児をはじめ依然として保育の実情に合わないものとなっており、低い賃金水準や多忙化の要因ともなっています。保育士等の処遇改善については、国では、累次にわたって取り組んでいるものの、他業種と比較して賃金水準が低いことなどにより離職者も多く、保育士等の不足が課題となっています。

(2) 保育施設は、子育で支援の拠点としての役割が期待されているほか、その安定的な運営は、地域の子育で世代にいつでも子どもを預けられる安心感を与え、将来にわたり地域の魅力が維持されることにもつながります。現在の公定価格は、利用定員区分が20人以上として設定されているため、利用児童の減少等により、保育施設の安定的な運営の継続に不安が見られていることから、より小規模な定員区分(20人未満)が設定可能となる制度改正が必要です。また、保育現場の現状を踏まえ、職員配置基準を超える保育士の配置への加算の充実や、園児数にかかわらず必要となる施設設備の維持管理などにかかる経常的な経費の負担軽減、子ども・若者や子育で家庭への支援などに対応した保育施設の多機能化が図られるよう、

就学前教育・保育施設及び児童養護施設等の冷暖房費については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律で定める級地区分に準拠して加算されています。今年度は、級地区分の見直しに伴い対象外となった地域について、激変緩和措置が講じられましたが、令和8年度に制度の見直しが行われずこの措置も終了した場合、対象外となった地域の施設運営の悪化が懸念されます。

さらに、就学前教育・保育施設の除雪費については、特別豪雪地帯に所在する施設にのみ除雪費加算が行われていますが、物価高騰などにより除雪費がかかり増しになっているほか、隣接する豪雪地帯でも特別豪雪地帯と同様に経費が生じており、施設運営の負担になっています。

(3) 障害児や支援を必要とする子どもを受け入れている就学前教育・保育施設においては、限られた人員の中で工夫しながら、子どもの状況に応じたきめ細かな保育が行われていますが、職員の配置や人件費の負担など、施設の努力によるところが大きくなっています。

昨年度、当県で実施した保育施設に対するアンケート調査でも、約半数の施設が障害児保育のために職員加配を行い、約8割の施設で子ども1人に対し1人を配置しており、就学前教育・保育施設の負担解消が急務となっています。

現在の財政支援は、障害児2人につき保育士等1人の配置が標準とされているほか、金額も1人を配置するための人件費に見合っていないことから、特別支援教育等への補助や地方交付税の算定において、見直し・拡充が必要です。

(4) 当県では、幼児教育推進体制の充実強化に向け、県及び市町村に幼児教育アドバイザーを配置していますが、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解を進め、幼保小連携を加速させるためには、アドバイザーの更なる配置が求められます。こうした中、来年度から新たに2市でアドバイザーの配置を予定しており、十分な財政支援が必要です。

また、就学前の子どもの数が少ない市町村においても幼保小連携を進めるためには、研修の開催や専門家の招聘などに対する財政支援が必要です。

(担当課室名 教育庁幼保推進課 健康福祉部地域・家庭福祉課)

VI-2 私立学校施設災害復旧事業の対象への専修学校及び各種学校の追加について

文部科学省大臣官房

【要望の内容】

私立専修学校及び各種学校(以下「専修学校等」という。)の安定的な運営と 質の高い教育の維持を図るため、大規模災害の発生時に国が激甚災害に指定し実 施する私立学校施設災害復旧事業において専修学校等を補助対象に追加すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 現在、国が実施している私立学校施設災害復旧事業の対象は、学校教育 法第1条に規定する学校(以下「一条校」という。)であり、専修学校等 は補助の対象外となっています。
- (2) 専修学校等の災害復旧事業については、個別の災害事案に応じて国の補助制度が設けられる場合がありますが、被災時に補助の有無が不透明であることから、被災した専修学校等が積極的な原状復旧を差し控える可能性があります。
- (3) 当県では、令和5年7月の大雨により、県内の一部の専修学校等が床上 浸水の被害を受けたほか、昨年、今年と連続して激甚災害に指定されるほ どの大雨に見舞われるなど、近年は自然災害が続いている状況にあります。 現行制度下において、仮に専修学校等が被災した場合は補助制度が設けら れるまでに相当の時間を要し、過去の経緯からすれば、激甚災害の指定に より直ちに補助が適用される一条校と比較して、少なからずタイムラグが 生じることが想定されます。
- (4) 災害が起こった際の当県の対応として、専修学校等の被害状況の把握に 努めるとともに、被害を受けた学校に対する融資制度や学生に対する支援 制度について情報提供を行っていますが、専修学校等における迅速な復旧 を促進し、質の高い教育を維持するためにも、私立学校施設災害復旧事業 において専修学校等を補助対象に追加することが必要です。

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室)

VI-3 地方大学の運営に対する支援の充実強化について(新規)

総務省自治財政局 文部科学省高等教育局

【要望の内容】

地方大学は、地域における進学機会を確保し、地域産業を支える多様な人材を育成する重要な役割を担っていることから、それぞれの特色を発揮しながら、社会経済情勢に左右されることなく安定した運営を継続することができるよう、公立大学の運営に要する地方交付税措置の拡充のほか、秋田大学など国立大学に対する運営費交付金、私立大学に対する経常費補助について、十分な予算額を確保すること。

特に、グローバル人材に対する社会的需要と国策でもある留学生の受入れへの期待が高まる中、必要となる施設整備・教育の質向上にかかる経費を設置自治体が適切に交付できるよう、大学の実情に応じた支援を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

県内の大学は、地域企業との連携による実践的な教育プログラムのほか、D X・G X の進展に対応できる技術系人材や、グローバル社会で活躍できる人材の育成など特色ある教育を通じて、地方や我が国の社会を支える人材を輩出しており、地方創生の重要な役割を担っていることから、大学運営に対する支援の拡充が必要です。

特に、国際教養大学は、我が国のグローバル人材育成のための教育を牽引しており、地方にありながら、日本を代表するグローバル企業への就職者や世界トップクラスの海外大学院への入学者を輩出するなど、高い実績を残しています。海外への1年間の留学義務を課すなど、この卓越した教育モデルの維持には、従来の人文科学系の公立大学の基準を大幅に上回る経費を要するため、地方交付税の基準財政需要額の算定に用いる単位費用の補正係数に新たに「国際系」を設け、現行の「人文科学系」よりも高い係数とするなど、地方交付税における更なる支援が必要です。

- (1)公立大学に関する地方交付税の算定項目(令和7年度)
 - ①大学の学生数にかかる学部種別ごとの補正係数

区分	医学部	歯学部	理科系	保健系	社会 科学系	人文 科学系	家政系・ 芸術系
補正係数	16.91	9.56	6.51	7.44	1.00	1.94	3.13
<u> </u>						†	
秋田県立大学				国際教養大学	学		

②県の運営費交付金に占める基準財政需要額の割合

区分	国際教養大学	秋田県立大学
(県)運営費交付金	1,095,723千円	3,571,469千円
学生数	920人	1,863人
(交付税)補正係数	1.94	6.51
(交付税)単位費用	227	227
(交付税)基準財政需要額	405,195千円	2,753,056千円
基準財政需要額/運営費交付金	37.0%	77.1%

(2) 国立大学法人運営費交付金の予算額の推移

年 度	概算要求額 (前年度比)	予算成立額
令和8年度	1兆1,416億円(+632億円)	_
令和7年度	1兆1,145億円(+361億円)	1兆784億円
令和6年度	1兆1,089億円(+305億円)	1兆784億円

対象校数(令和7年度) 大学85校、機構4団体

うち県内:秋田大学

(3) 私立大学等経常費補助(一般補助)の予算額の推移

年 度	概算要求額 (前年度比)	予算成立額
令和8年度	2,884億円(+111億円) –
令和7年度	2,854億円 (+82億円	2,773億円
令和6年度	2,833億円 (+62億円) 2,772億円

対象校数(令和6年度) 大学588校、短大259校、高専2校

うち県内:日本赤十字東北看護大学89,545千円

秋田看護福祉大学 30,645 千円 ノースアジア大学 8,491 千円 聖霊女子短期大学 37,067 千円 聖園学園短期大学 33,791 千円

(担当課室名 あきた未来創造部高等教育支援室)

VII 防災・減災・県土強靱化

WI-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保につい て

内閣官房国土強靱化推進室 財務省大臣官房、主計局 国土交通省大臣官房、総合政策局、都市局、水管理・国土保全局、 道路局、住宅局、港湾局、航空局

【要望の内容】

- (1) 地方創生を支える社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持・更新等を計画的に推進するとともに、災害対応・除排雪作業など、地域の守り手となっている建設産業の活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。
- (2) 「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、切れ目のない計画的かつ 着実な取組を推進していくため、経済情勢等を踏まえ、速やかに必要な措 置を講じるほか、予算編成過程において、資材価格の高騰や災害の発生状 況等を踏まえ、必要な予算・財源を機動的・弾力的に確保すること。

特に、八潮市の道路陥没事故や能登半島地震を教訓とし、インフラ施設の改築更新などの老朽化対策や、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化を加速するため、十分な予算の確保や制度の拡充、財政的支援の強化を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 豊かで活力ある地方づくりと分散型国づくりを推進させていくためには、 地方創生回廊の構築は必要不可欠であり、社会資本の計画的な整備が必要 です。国の公共事業関係費は、当初予算比でピーク時の6割程度となって おり、今後はより一層安定的な必要額の確保が重要です。
- (2) 当県においては、令和4年8月、令和5年7月、昨年7月、今年8月、 9月と4年連続で大雨災害に見舞われており、防災・減災対策の更なる推 進が急務となっているため、頻発化・激甚化する自然災害に対し、国土強 靱化実施中期計画に基づく抜本的な対策が必要です。

秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備



令和7年8月~の大雨災害







国土強靱化に関する実績と今後の目標(KPI)

							ン(2022~20)25年度) より
可川整備率	R4	R5	R6	R7	橋梁耐震化率	R4	R5	R6
目標	46.6	46.7	46.8	46.9	目標	85.1	86.1	87.1
実績	46.7	46.8	46.9		実績	84.8	85.9	87.3

(担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

VII-2 県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について ①国直轄事業(河川・ダム・砂防)の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

気候変動の影響により増大する水災害リスクを低減し、県民の生命・財産を守るため、支 川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

- (1) 「雄物川」、「米代川」、「子吉川」の直轄管理河川における治水事業の促進に必要な予算の更なる拡大を図ること。 また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しを加速化させること。
- (2) 直轄ダム事業について、「成瀬ダム」及び「鳥海ダム」の整備促進を図るととも に、コストの縮減に努めること。
- (3) 雄物川中流部における治水対策に伴い水位上昇の影響を受ける「平尾鳥川」の治水 対策について、早期に工事着手すること。
- (4) 「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では4年連続の記録的な大雨により、米代川支川の悪土川流域において床上浸水が頻発するなど、県内各地で甚大な浸水被害が発生しています。米代川をはじめとする直轄管理河川の河道掘削を促進することで、本川だけでなく、支川でも浸水被害の軽減が期待されています。

激甚化・頻発化する水災害に備えるため、直轄河川の改修をはじめとした流域のあらゆる関係者が協働して治水対策を計画的かつ集中的に進めていく必要があります。

(2) 雄物川、子吉川流域では、近年も大規模な洪水災害が発生し、ダム完成による被害の軽減が求められています。

また、今年度は両流域において渇水対策支部が設置されるなど、水源の安定確保の面からもダムの早期完成が強く望まれています。

ダムの基本計画について、鳥海ダムが令和5年8月に、成瀬ダムが昨年8月にそれ ぞれ変更され、全体事業費が増額となっています。

- (3) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防を整備することで、合流 部の水位が上昇し、浸水被害のリスク増大等が想定されることから、沿川住民の安全 ・安心確保のため、早急な治水対策が必要です。
- (4) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

国直轄事業(河川・ダム・砂防)の促進

流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト内容(国事業:河川・ダム・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】

- •米代川水系:河道掘削(能代市:能代地区)
- •雄物川水系:築堤(秋田市:新波地区)、河道掘削(大仙市:大仙地区)、山田堰改築(湯沢市:下関地区)
 - 河川防災ステーション(秋田市:秋田地区)等
- •子吉川水系:河道掘削(由利本荘市:石脇地区) 等
- •八幡平山系:砂防堰堤整備(仙北市)
- ・成瀬ダム(東成瀬村)・鳥海ダム(由利本荘市):ダム建設



(担当課室名 建設部河川砂防課)

VII-2 県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について ②河川改修事業、土砂災害対策及び老朽化対策等の推進

総務省自治財政局 国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

気候変動の影響により増大する水災害リスクを低減し、県民の生命・財産を守るため、流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 浸水被害が発生した流域において、河川整備に加え流域全体のあらゆる関係者が協働で実施する取組に十分な支援を行うこと。
 - ① 河川激甚災害対策特別緊急事業「太平川」のほか、「三種川」、「新城川」、「内川川」などの水災害対策プロジェクト等に基づく河川事業について、短期間で集中的に整備を進めるために必要な予算を確保し、十分な支援を行うこと。
 - ② 内水氾濫も踏まえた雨水貯留機能の拡大や土地のリスク情報の充実など、流域治水の取組に対し財政的・技術的な支援を行うこと。
- (2) 令和7年度までの時限措置となっている「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間延長を図ること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進するための予算を十分に確保するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査にかかる補助率の嵩上げを図ること。
- (4) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう見直しを行うとともに、災害復旧事業に関する調査・設計費等の国庫補助対象要件について、拡充を図ること。
- (5) 長寿命化計画に基づく河川やダム、海岸、砂防関係施設等の老朽化対策に必要な予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 激甚化・頻発化する水災害に備えるため、国・県・関係市町村が協働で流域治水対策に集中的に取り組んでいる中、今年8月、9月には4年連続の大雨災害に見舞われ、県管理河川の改修をはじめとしたこれらの対策を加速化させる必要があります。
- (2) 地方単独で行う護岸整備などは、防災・減災対策として継続的に実施する必要があり、交付税措置率の高い同事業債は重要な財源となっています。
- (3) 土砂災害対策にかかるハード対策や、最新の高精度な地形情報に基づく警戒区域指 定などのソフト対策に要する財源確保が課題になっています。
- (4) 災害復旧事業では、過年の地方債充当率が現年より10%低く、調査・設計費の多くが補助対象外であるため、より一層の財政支援が必要です。
- (5) 老朽化対策の必要な箇所が、砂防関係施設で4分の1を超えるなど相当数あること から、計画的な実施のための財源確保が課題です。

河川改修事業、土砂災害対策及び老朽化対策等の推進

流域治水協議会により策定した 流域治水プロジェクト概要(県事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策】

- 米代川水系:下内川河川改修、米内沢砂防堰堤 等
- · 雄物川水系:太平川河川改修、寺沢· 芽沢砂防堰堤 等
- ■子吉川水系:芋川河川改修、東鮎川沢砂防堰堤 等
- ■馬場目川水系:三種川河川改修、内川川河川改修 等

【被害の軽減、早期復旧復興のためのソフト対策】

- 水害リスク空白域解消のための浸水想定区域図の作成
- ●避難行動の目安となる水位計・カメラの設置運用・更新 危機管理型水位計設置済み数 188基 簡易型河川監視カメラ設置済み数 72基

長寿命化計画に基づく老朽化対策

河川管理施設(樋門・樋管)の補修等

1,028基

ダム設備の更新等

14基

R7.8月

海岸保全施設(護岸)の補修等

42. 309m

砂防関係施設(砂防えん堤ほか)の補修等

種川

□河川改修事業 ①三種川(三種町)

□河川改修事業 ②太平川(秋田市)

4.778施設

令和7年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置図



主要河川改修事業箇所

主要砂防事業箇所

□河川改修事業 ③芋川(由利本荘市) 県管理河川の整備率に関する実績と今後の目標(KPI)

	R4	R5	R6	R7
目標	46.6	46.7	46.8	46.9
実績	46.7	46.8	46.9	

新秋田元気創造プラン(2022~2025年度)より

	R4	R5	R6	R/
目標	46.6	46.7	46.8	46.9
実績	46.7	46.8	46.9	

(担当課室名 建設部河川砂防課)

- 109 -

2級水系ダム(1基)

主要事業箇所にかかる

1級水系補助ダム(14基)

県管理河川

WI-3 大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策と被災者 支援の充実について

内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府政策統括官(防災担当) 総務省自治財政局 消防庁

【要望の内容】

- (1) 大規模災害発生時に、道路の寸断やライフラインの断絶によって起こり得る、集落の孤立化等に伴う課題に対応するための備えとして、ヘリポートなど応急対策のための設備や備蓄物資の分散配置に必要な施設の整備に加え、スフィア基準等を踏まえた避難者の生活環境の改善に要する経費への財政支援の充実を図ること。
- (2) 災害救助法に基づく救助を効果的に行うため、住宅の応急修理にかかる 期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方公共団体の自主的・弾力的な運 用が可能となるよう、救助の範囲を含めて見直しを行うこと。
- (3) 被災者生活再建支援制度について、居住地域にかかわらず、被災者が支援を受けられるよう、適用基準の見直しを図ること。 また、大雪にかかる災害弔慰金については、災害救助法を適用した都道

府県が1であっても支給を受けられるよう、支給基準の見直しを図ること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では、能登半島地震を教訓に、地理的・気象的条件が似ている男鹿 半島地域等において同様の地震が発生した場合に備え、令和6年度に、学 識経験者や輸送・福祉・ライフライン分野などの関係機関、行政等で構成 する検討委員会を立ち上げ、大規模地震発生時の課題と方針をとりまとめ たところです。

この方針や、令和6年12月に国が改定した避難生活における指針等に基づき、孤立集落対策や避難者の良好な生活環境を確保するため、通信・輸送手段等の確保や、避難所等の設備・備蓄品(トイレ、キッチン、ベッ

ド等)の整備を県と市町村が連携しながら早急に進めていく必要があります。

こうした施設・設備の整備には、緊急防災・減災事業債のほか、国の令和6年度補正予算により創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)」を活用しているところであり、地方公共団体の財政事情が厳しい中で、必要な設備等を着実に整備していくためには、令和7年度が期限となっている緊急防災・減災事業債の時限措置にかかる期限延長や、交付金の対象事業としての恒常化、補助率の嵩上げなど、財政支援の更なる充実が必要です。

- (2) 当県での災害救助法適用時には、住宅の応急修理の完了期間の延長や、 当該修理の対象範囲の拡大等を求める声があったことから、被災者の生活 再建に寄り添った対応ができるよう、同法の柔軟な運用を行う必要があり ます。
- (3) 被災者生活再建支援制度において、一部の市町村が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、当該制度にかかる法に基づく救済が平等に行われるよう、全ての被災市町村を支援の対象とする必要があります。また、災害弔慰金は、「災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害」などを支給基準としていることから、仮に当該都道府県が1であった場合は、他の都道府県は支給の対象外となります。そのため、雪の事故で亡くなった方に対して、ある年は災害弔慰金が支給される一方で、ある年は支給されないといった不公平が生じています。

(担当課室名 総務部総合防災課)

WI-4 治山事業及び森林病害虫等被害対策事業の予算確保に ついて

林野庁

【要望の内容】

- (1) 本年8月の大雨により被災した山地の着実な復旧を図るとともに、山地 災害の未然防止に必要な施設整備と既存施設の補修等を計画的に実施する ため、「治山事業」及び「農山漁村地域整備交付金」の予算を十分に確保 すること。
- (2) 松くい虫被害及びナラ枯れ被害への対策を着実に実施するため、「森林 病害虫等被害対策事業」の予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年8月の大雨により県内の広範囲で甚大な山地災害が発生し、緊急性 のある箇所については、災害関連緊急治山事業により対応することにして いますが、令和8年度公共治山事業での対応が必要な箇所も多くあります。
- (2) 4年連続の記録的な大雨により、山地災害が多発し、その復旧対策を優先的に行っていることから、施設整備が必要な山地災害危険地区のうち、対策工事に着手した箇所は、いまだ3割程度となっています。
- (3) 将来にわたって治山施設の機能が確実に発揮できるよう、インフラ長寿 命化基本計画に基づき、老朽化により破損した治山ダムや機能が低下した 地すべり防止施設等の補修を早急に進める必要があります。
- (4) 令和4年度以降、夏季の高温少雨により松くい虫被害が増加しているほか、昨年度は暖冬の影響でナラ枯れ被害が急増しているため、今後も徹底 した被害対策への取組が必要です。

【参考資料】

大雨により発生した山地災害



豪雨災害により山地から県道に大量の 土砂が流出(仙北市)

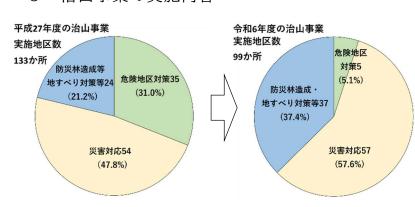
2

老朽化により機能低下した施設



腐食により詰石が崩落した鋼製護岸 (羽後町)

治山事業の実施内容



山地災害危険地区における 対策工事の着手率

R7.3.31現在 山地災害危険地区数 7,169か所

着手済 1,991	未着手 5,178
27.8%	72.2%

松くい虫・ナラ枯れ被害の推移





(担当課室名 農林水産部森林環境保全課)

Ⅶ-5 災害に強く安全・安心な道路空間の整備について

総務省自治財政局 財務省大臣官房、主計局 国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

- (1) 橋梁やトンネルをはじめとする道路施設の老朽化対策について、計画的 ・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。 特に、積雪寒冷地域において顕著な舗装の劣化・損傷へ対応するため、 舗装修繕を道路メンテナンス補助制度の対象にするとともに、気候変動に よる凍上被害に対し、国の支援を行うこと。 さらに、令和7年度までの時限措置となっている「緊急自然災害防止対 策事業債」の事業期間延長を図ること。
- (2) 交通事故発生箇所や、通学路における危険箇所等への集中的な安全対策 を推進するため、歩道の整備等のハード対策に必要な予算を確保すること。
- (3) 冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、除排雪及び除雪機械の更新に必要な予算への更なる支援を行うこと。 また、近年発生している短期間集中的な降雪に対応するため、防雪柵や融雪施設など雪寒施設の老朽化対策について、国土強靱化実施中期計画の対象とするほか、堆雪場の整備に対する支援制度を創設すること。
- (4) 除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても最低限必要となるオペレーターの待機費用や機械経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理の実現に 向けては、定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁、トンネル等の 道路施設への老朽化対策を加速化するとともに、積雪寒冷地域において特 有な凍結融解などによる舗装損傷箇所の修繕や対策が必要となっています。
- (2) 学校・教育委員会、警察、道路管理者等が連携して行っている通学路の 合同点検を踏まえ、危険箇所の安全確保については、ソフト対策の強化に 加え、歩道や防護柵の設置等の恒久的なハード対策が必要です。
- (3) 暴風雪や大雪時に発生するリスクに対応するためには、防雪柵、雪崩予防柵及び融雪施設など、雪寒施設の老朽化対策を計画的に行う必要があります。
 - また、大雪時には交通の確保や住民の暮らしを守るため、頻繁な除排雪 を行うことになり、排雪時に使用する堆雪場の確保が必要となっています。
- (4) 近年は、短期間集中的な降雪に加え、労務費や資材価格の上昇などにより除雪費が増加しているほか、建設業界から、少雪時における除雪機械の管理費やオペレーターの待機費など、一定の固定経費に対する補償を要望されています。

災害に強く安全・安心な道路空間の整備について

1 予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行・舗装損傷への対応



▲小安橋 (国道398号 湯沢市)



▲大館能代空港地下道 (鷹巣川井堂川線 北秋田市)



▲北の沢3号スノーシェッド (国道107号 横手市)

■県管理橋梁の修繕着手率(%)の実績と今後の目標(KPI)

	R4	R5	R6	R7
目標	60	70	80	100
実績	67	85	93	

新秋田元気創造プラン(2022~2025年度)より※R2時点で損傷区分がⅢ判定の橋梁



▲新町地区 (野崎十文字線 横手市)

▲新町地区 (大曲大森羽後線 湯沢市)



◀八幡平地区 (国道341号 鹿角市)

降雨・融雪に伴う舗装損傷(全面に渡る損傷)



▲上到米地区 (国道398号 羽後町)

3 雪寒施設の老朽化対策、堆雪場の整備



▲防雪柵の老朽化 (国道101号 八峰町)



▲融雪施設の老朽化 (秋田停車場線 秋田市)



▲雪崩予防柵の老朽化 (比内森吉線 北秋田市)



▲堆雪場整備の必要性 (横手市)

4 少雪時の固定経費支援

- 〇令和5年度の少雪時は、除雪費が5か年平均 に比べ15億円以上も減少
- ○道路除雪業者の安定した経営維持や担い手確保 のため、<u>少雪時における人件費や固定経費に対</u> する支援が必要



(担当課室名 建設部道路課)

Ⅶ-6 持続可能な上下水道事業への支援について(拡充)

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局 環境省大臣官房、水・大気環境局

【要望の内容】

- (1) 県民生活や事業活動を支える基幹的なインフラ施設として、機能を適切 に維持するとともに、災害発生時にも機能不全に陥らないよう、上下水道 施設の点検、老朽化対策及び耐震化に必要な予算を確保すること。
- (2) 局地的な豪雨や都市化の進展に伴う内水氾濫被害の防止・軽減に向け、 ハード・ソフト対策の迅速かつ効果的な推進に必要な予算を確保すること。
- (3) 流域下水道の資源と資産を活用し、地域の脱炭素化と事業運営の効率化 を目指す「秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業」の推進に必 要な予算を確保し、支援すること。
- (4) 既存の大規模な給水システムに対して補完的な役割が期待され、災害に も強い分散型水循環システムについて、生活排水の処理及び再生水の供給 に関する法的な位置づけを明確にするとともに、本格的な導入に際しては 国による財政支援制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県の水道普及率は令和5年度末で約92%、基幹管路の耐震適合率は 令和5年度末で約27%と依然として全国平均よりも低い水準にあること に加え、下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没は年間30件 以上発生しており、その数は年々増加傾向にあります。

このような中、今年3月には男鹿市で下水道管路の補修工事中に作業員が死亡する事故が発生し、老朽化対策における現場の安全管理の徹底と抜本的な対策の必要性が強く浮き彫りになりました。

今後、全国的に上下水道管路の点検・調査、改築等が増えていく中で、 老朽化対策は多額の費用と長期的な計画が必要です。

一方で、人口減少に伴う使用料収入の減収等により各地方公共団体の上 下水道事業の経営は厳しさを増しており、財源の確保が課題となっていま す。

- (2) 令和5年7月の大雨で大規模な内水氾濫が発生した秋田市では、秋田駅 西地区等において集中的に浸水対策に取り組むこととしており、安全・安 心な暮らしを切望する地域の声に応える必要があります。
- (3) 脱炭素先行地域計画に基づく当事業は、周辺公共施設群も含めてエネルギー自立化と脱炭素化を目指すものであり、早期の効果発現が必要です。
- (4) 分散型水循環システムは、今後予測されている莫大な管路等更新費の抑制や持続可能な水資源の管理のほか、災害に強いインフラとしてもその技術に注目が集まっており、当県における実証実験では、寒冷地での安定的な稼働や水道基準を満たす再生水の水質、将来的な維持管理コストの削減が可能との成果が得られています。

また、国におきましては、令和6年8月に策定した「水循環基本計画」 や今年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」 において、分散型システムの活用や早期の実用化が掲げられており、改め て前向きな見方が示されたところですが、法的な位置づけが明確ではあり ません。

こうした中で、地域の実情を踏まえつつ、住民の理解を得ながらシステムの導入を推進するためには、水道水や水洗用水等と同様に安全に利用できる水として、その用途に応じた水質基準の整備など、当該システムの法的な位置づけを明確にし、県民が安心して利用できる環境を整えるとともに、本格的な導入に際しては国による財政支援制度を創設することが必要です。

※分散型水循環システムとは

上下水道のような大規模なシステムに依存せず、各家庭や地域といった小規模な単位で雨水や生活排水等を処理し、再生水として循環利用するシステムのこと。これにより、水道管などの大規模なインフラが不要となり、災害時の断水リスクの低減や上下水道の整備が難しい地域でも水の安定供給・浄化が可能となる。



持続可能な下水道事業に向けた取組

老朽化対策と災害時の機能確保に向けた耐震化の推進



鉄筋が腐食したマンホール内部



耐震性能を有する2条目管の整備

___公共 管路の年度別整備延長 300.0 6,000.0 20年経過 約3,730km (70.8%) - 累計(公共) 4,917. 約1,410km 200.0 4 000 0 年度別整備延長(km) 150.0 40年経過 3,000.0 約369km (7.0%) 100.0 2,000.0 50.0 1.000.0 子場 11939 1194 5 1194 8 1194

内水氾濫被害の防止・軽減に向けたハード・ソフト対策



秋田駅西地区の冠水状況(令和5年7月)



秋田駅西地区 雨水幹線整備 位置図

脱炭素化と事業運営効率化に向けた拠点整備



【秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業】

再エネ発電設備を新設し、処理センターと 周辺の公共施設に再エネ電力を供給。

[下水道事業における効果]

- ✓ 消化ガス販売による収入
- ✓ 電気コスト縮減
- CO₂排出ゼロ
- ✓ 電力レジリエンス向上

[県有施設における効果] [地域経済への効果]

✓ 電気コスト縮減 ✓ 雇

- ✓ CO₂排出ゼロ
- ✓ 雇用創出
- エネルギー地産地消による地域経済循環

(担当課室名 建設部下水道マネジメント推進課 生活環境部生活衛生課)

Ⅷ 環境・くらし

WI-1 DX (デジタル・トランスフォーメーション) の加速 化について (拡充)

内閣府地方創生推進事務局 デジタル庁 総務省自治行政局、情報流通行政局、総合通信基盤局 経済産業省商務情報政策局

【要望の内容】

(1) DXの基礎となる5Gなどの無線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とし、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る6Gについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを当県を含む地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

- (2) 災害情報や地域情報の発信など極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設について、整備が進んでいる光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスの活用を図るとともに、共聴施設の更新・維持管理にかかる支援制度を創設するなど難視聴地域の負担軽減を図ること。
- (3) 地方公共団体の基幹業務システムの標準化に当たっては、地方公共団体 に自己負担が生じることがないよう、デジタル基盤改革支援補助金の補助 上限額の更なる見直しや補助対象の拡大等、財政的支援を強化するととも に、移行後のシステム運用経費についても、移行前と比較して地方公共団 体の負担が増加することのないよう、財政的支援を行うこと。
- (4) 地方行政のデジタル化を推進するため、基幹業務システムのみならず、 財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にする とともに、その移行に当たっては財政的支援を行うこと。
- (5) 先進技術を活用してDXを推進する人材の確保・育成に向けた取組について、財政的支援を行うこと。

- (6) 中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、 業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。
- (7) 人に優しいデジタル社会の実現を目指し、国民誰もが身近なところで、 デジタル技術の活用に関する相談や学習を行うことができる体制・環境の 整備を加速するとともに、当県が独自に進めるデジタルデバイドの解消に 向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (8) 複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化に向けた技術的・財政的支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では、「秋田県DX推進計画」において、県民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現に向け、 行政、産業、くらしの各分野を施策の柱とし、これらを支える環境基盤の 整備を図りながら、官民一体となってデジタル化やDXを推進することに しています。

国では、新たに策定された「デジタルインフラ整備計画2030」においてデジタル基盤の整備を強力に推進しており、光ファイバ等の有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とするなど地方のデジタル基盤の整備が進められているところですが、5Gなどの無線ブロードバンドサービスは不採算地域では民間事業者による整備が進んでいない地域が存在しており、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、5Gなどの無線ブロードバンドサービス整備の遅れが懸念されます。

地理的優位性を持つ当県は、6 G技術の有効性を検証するための有効な 実証フィールドであり、地方が抱える課題解決と魅力向上に大きな効果を もたらします。

- (2) 山間地が多い当県において、難視聴地域におけるテレビ放送は災害情報 などを得る重要なライフラインです。これら地域の共聴施設の多くは地上 デジタル放送移行時に整備されましたが、整備から10年以上を経過し、 設備の老朽化が進んでいます。また、地域住民の高齢化や人口減少により 更新・維持管理にかかる負担は年々増大しており、このままでは深刻な情 報格差の発生が懸念されます。
- (3) デジタル基盤改革支援補助金の上限額は、システム移行に必要な経費に

対して十分とは言えない状況です。

また、国は基本方針において、標準化により「情報システムの運用経費を平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指す」としていますが、全国的に実現が不透明な状況であり、県内でも削減効果が不安視されています。

加えて、標準化に伴うガバメントクラウド利用料及び回線費用がランニングコストとして発生するところ、利用料については交付税措置を講じることとされているものの、回線費用に対する財政支援については、いまだ明らかになっていません。

- (4) 地方公共団体の財務や決算統計、予算編成等、共通の内部管理事務に関するシステムについても、統合やクラウドへの移行により運用経費の削減効果が期待されますが、これらを各団体が個別に行うことは多大な経費を伴うとともに非効率であることから、標準化を図る必要があります。
- (5) デジタル技術やデータ分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まっています。

デジタル人材は首都圏等の大都市圏に集中する傾向があることから、当 県では、新規学卒者やAターン求職者を対象としたマッチングや、センシ ング技術等を活用したソリューションを自社で内製化するための実践研修 など、デジタル人材の確保・育成対策を一層充実させていく必要がありま す。

(6) 県内には、費用負担や人材不足等の課題により、デジタル技術の導入が進んでいない企業もあることから、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を活用し、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、製造業や商業・サービス業など様々な分野において、AIやVR等の先進技術や多様なデータの活用を積極的に進め、産業の活性化や地域課題の解決につながる先進事例を創出し、横展開を行うなど、生産性の向上と競争力の強化を図っていく必要があります。

(7) 全国的に最も高齢化が進んでいる当県では、デジタル機器に不慣れな方が多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作体験会の開催や、地域で寄り添いながら支援するデジタル活用サポーターの育成に取り組んでいます。

しかしながら、高齢者のデジタル機器に対する苦手意識や取組の周知不足のため、参加状況が思わしくなく、取組が計画どおりに進んでいないことから、国や市町村、民間事業者等と連携し、早急に推進していく必要があります。

(8) 中小企業や病院等へのランサムウエアによるサイバー攻撃を受ける事案 が多数発生するなど、情報セキュリティに関する危機管理の重要性は高ま っています。

当県では、東北各県や新潟県等と共同で情報セキュリティクラウドを運用するなど、セキュリティ対策を強化していますが、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、最新の環境を整備していく必要があります。

特に、中小企業等においては、危機管理意識に温度差があることに加え、 コストやノウハウの不足から、セキュリティ対策の遅れが懸念されます。

(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課 産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)

WI-2 ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について(拡充)

総務省自治財政局 農林水産省農村振興局 国土交通省水管理・国土保全局、航空局 環境省自然環境局

【要望の内容】

(1) クマによる人の日常生活圏への出没防止対策や緊急銃猟を行うための体制整備及び担い手の育成・確保など、総合的な被害防止対策を着実に進めるため、「指定管理鳥獣対策事業交付金」の予算を十分に確保するとともに、対象を柔軟に拡充すること。

また、クマの個体群管理を推進するため、春季の生息調査や管理捕獲を 適期に実施できるよう、予算の運用について弾力的な見直しを図ること。 さらに、人の日常生活圏に侵入する移動ルートとなる河川において、藪 の刈り払いなどに必要な財政的支援を行うこと。

- (2) クマ等による農作物や家畜への被害を防止するため、「鳥獣被害防止総 合対策交付金」の予算を十分に確保すること。
- (3) 人の日常生活圏への緊急的な侵入抑制対策として、所有者不明土地に存在するクマを誘引するおそれのある放任果樹の伐採について、県民の命を守るため、制度の弾力的な運用について検討すること。
- (4) ゾーニング管理による人とクマとの棲み分けを図るため、人の日常生活 圏への侵入ルートの特定に加え、効果的な侵入防止対策や捕獲方法などド ローンやAIを活用する等新たな技術の研究開発を進め、その普及を図る とともに、特に、安全かつ効率的に出没抑制の効果が発揮できるドローン の規制緩和を早急に行うこと。
- (5) 有害鳥獣捕獲等を担う狩猟者の高齢化が進み、減少傾向にある現状を踏まえ、地方公共団体職員が業務として銃猟を担う必要性が生じてきていることから、新たな枠組みに向けた環境整備を早急に行うこと。

- (6) 都道府県の行政界をまたぐ各地域個体群(クマ)の適正な保護・管理を 推進するため、国が主体となり定期的にモニタリング調査を実施し、分布 状況や個体数を把握するほか、人との軋轢を軽減する施策に取り組むこと。 併せて、そのために必要な組織体制の強化を図ること。
- (7) 令和7年度においては、人の日常生活圏におけるクマの大量出没が続く中で多数の人身被害が発生しており、緊急的な対応に多額の一般財源負担が生じていることから、特別交付税の配分について特段の配慮を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 令和7年度は春からクマの目撃が多発し、10月31日時点での目撃件数は例年の約6倍に達し、人身事故は49件56人、うち3人が死亡するという、住民の生命・安全を脅かす異常事態となっています。被害の大半が人の生活圏内で発生しているため、住民の不安は日に日に増大しており、日常生活への影響も深刻化していることから、早急に対策を講じる必要があります。

このため、緩衝帯整備などの出没抑制対策や緊急銃猟などの被害防止対策の実施に加え、高齢化等が進む狩猟者の育成・確保に向けて、補正予算での対応も含め、十分な予算の確保をするとともに、対象となる事業を柔軟に拡充することが必要です。

また、クマの生息動向を把握する春季の生息調査や管理捕獲を適期である残雪期に行うためには、年度をまたぐ期間で実施できるよう、予算の弾力的な運用が必要です。

さらに、クマの市街地への移動ルートのひとつである河川の藪の刈り払いなど、生息環境管理に要する国の支援が必要です。

- (2) 市町村では、交付金を活用し、有害鳥獣の捕獲や電気柵の設置、緩衝帯の整備などの対策を講じていますが、クマ等の出没や農作物被害が増加する中、対策を継続的に実施するためには十分な予算の確保が必要です。
- (3) 放任果樹については、人の日常生活圏にクマを誘引することから、伐採 をする必要があります。そのため、樹木の所有者の特定や伐採の同意が必 要ですが、特に所有者が不明な放任果樹の伐採に当たり、現行の法令を準 用した場合、手続に時間を要することから、誘引物の除去が速やかに実施 できるよう、手続の簡素化など制度の弾力的運用が必要です。

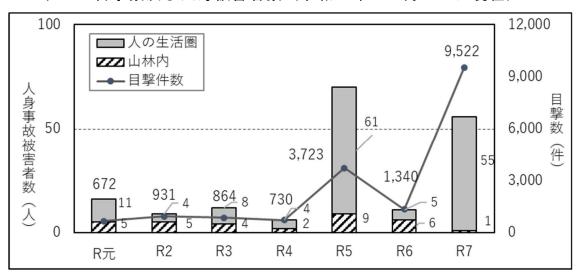
- (4) クマの出没抑制や人の日常生活圏に侵入した際の不動化等について、 AIやドローンの活用に向けた研究や実装を進める必要があります。 また、通学時の児童生徒の安全対策のためのドローンによる出没状況の 把握等について、市街地での運用には許可・承認手続が課題となっており、 航空法における特定飛行の特例の対象とすることが必要です。
- (5) 市町村の鳥獣被害対策実施隊における60歳以上の割合が61.6%と高いことなどから、有害鳥獣捕獲等を担う人材不足が課題となっています。特に、昨今のクマの人の日常生活圏への出没増加により、現場の負担が限界に達している現状を踏まえ、地方公共団体職員が業務として銃猟を担う必要性が生じてきています。そのため、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく職務のため所持する場合に位置付けるなど関連する法改正も視野に国が新たな枠組みを早急に構築していくことが必要です。
- (6) クマは行動範囲が広く、行政界を超えて行動するため、各県が各々実施 するモニタリング調査や被害防止対策では限界があるほか、経費的にも負 担が大きくなっています。

また、地域個体群は当県の3地域(白神山地、北奥羽、鳥海山地)を含め、全国的に複数の都道府県にまたがって分布していることから、国は組織体制を強化した上で主体となり、広域的な視点で個体数調査を行うとともに、都道府県と連携した人身事故等の被害防止対策に取り組むなど、より適正な保護・管理を進める必要があります。

(7) 令和7年度においては、クマによる人身被害が多発する非常事態を受けて、県民の生命を守るための緊急的な対応として、警備会社による児童生徒の登下校中の見守りのほか、クマの捕獲作業等に対する自衛隊の派遣経費の負担などを行っていますが、こうした災害とも言うべき非常事態への緊急的な対応に多額の一般財源負担が生じていることから、特別交付税の配分について特段の配慮が必要です。

【参考資料】

1 クマの目撃数及び人身被害者数(令和7年10月31日現在)



2 交付金の要望額と内示

(単位:千円)

区分		R3	R4	R5	R6	R7
	要望額	11,800	12,665	12,735	12,723	_
	内示額	11,800	12,665	12,735	12,341	_
指定管理鳥獣対策事業交付金	配分率	100.0%	100.0%	100.0%	97.0%	
相足自垤局訊剂束事未文的並	要望額	_	_	_	21,461	49,420
(※)	内示額	_	_	_	10,235	42,107
	配分率				47.7%	85.2%
	要望額	38,427	36,297	37,253	52,326	61,800
鳥獣被害防止総合対策交付金	内示額	28,481	27,965	28,182	32,249	41,087
(**)	配分率	74.1%	77.0%	75.7%	61.6%	66.5%

[※]R6.8から事業名が変更になり、クマ類総合対策事業が追加された。

(担当課室名 生活環境部自然保護課、総務部財政課 農林水産部水田総合利用課、建設部河川砂防課)

^{※※}R6.12に要綱等の改正があり、クマ特別対策が追加された。

Ⅲ-3 地域における脱炭素の推進のための情報把握にかかる 環境整備について(新規)

環境省地球環境局

【要望の内容】

国が提供している地方公共団体毎の二酸化炭素排出量等の情報に、その他の温室効果ガスの排出状況や森林吸収量等の情報を加え、全国で統一した内容で早期に公表することにより取組成果や貢献度を可視化し、地方公共団体がその情報を活用した脱炭素施策をさらに推進できるようにすること。

【要望の背景や当県の取組】

令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2026年から2030年の期間を「地域脱炭素2.0」と称して、地方創生に資する地域脱炭素を加速することとし、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が極めて重要とされています。

国では、地域の現状把握を支援するため、部門別の二酸化炭素排出や再生可能 エネルギーの導入等に関する情報提供を実施していますが、地域の特性を活かし た脱炭素の取組につなげていくためには、更なる情報の充実が必要です。

特に、森林吸収量の把握はカーボンニュートラル実現に不可欠であり、また、森林吸収量も含めた県全体の温室効果ガスの削減目標に対し、県民・事業者、行政による実践・取組の貢献度が可視化され、客観的に評価されることで、更なる取組意識の醸成が進むことから、現状を的確に捉えた施策の立案に向け、国によるできる限り早期の具体的な情報提供・公表が必要です。

(担当課室名 生活環境部温暖化対策課)

_	1 ባለ	
_	174	_
	ILU	

Ⅷ-4 空き家対策への支援について

総務省自治財政局 国土交通省住宅局

【要望の内容】

人口減少や少子高齢化が進行する中、空き家の増加への対応が喫緊の課題となっていることから、都道府県が取り組む空き家対策に対し、財政措置を講じること。

また、空き家の適切な管理や住宅を空き家にしないとの意識の醸成が重要であることから、空き家所有者等への普及啓発を一層推進すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎化が急激に進む当県において年々増加する空き家は、防災、防犯、 景観等の様々な方面に影響を及ぼしており、とりわけ豪雪地帯においては 積雪による空き家の倒壊や落雪等による危害発生が懸念されるなど、大き な課題となっています。
- (2) そのような中、国においては、令和5年度に空家等対策の推進に関する 特別措置法を改正し、空家等管理活用支援法人制度を創設するなど、空き 家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにしています。
- (3) 当県においても、市町村や関係団体と連携し、県内外の空き家所有者等を対象とした空き家相談や空き家の適切な管理を促すための普及啓発事業に取り組み、空き家の増加抑制や活用促進に注力しているほか、特定空家や管理不全空き家対策を推進する上で、職員不足などから、有効な手立てを企画・立案・実施することに苦慮している市町村の実情を踏まえ、市町村職員を対象とした研修を開催するなど総合的な空き家対策を実施しています。
- (4) しかしながら、空き家相談や普及啓発、研修事業などのソフト事業に対 する特別交付税措置は、市町村のみが対象となり、都道府県は対象外とさ れています。

(5) また、空き家の適切な管理や発生抑制は全国的な課題であるとともに、 空き家所有者等は所在都道府県以外に居住している場合もあることから、 空き家を放置しておくことのリスクや、相続発生前から対処方針を決めて おくことの重要性等の一元的な普及啓発が必要です。

【参考資料】

1 秋田県の空き家率

調査年	住宅総数	空き家 一戸建て	空き家率	順	位
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(A)	(B)	(B/A)	全国	東日本
平成30年	445,700戸	34,700戸	7.8%	9位	1位
令和5年	440,600戸	40,500戸	9. 2%	8位	1位

※推計値。空き家一戸建て(B)は、賃貸・売買用を除く。

(出典:総務省「住宅・土地統計調査」)

2 県が行う空き家対策の概要 (令和7年度)

(1) 空き家無料相談会

行政と関係団体が協働で空き家に関する無料相談会を開催すること により、空き家の活用や除却等を促進する。

(2) 普及啓発の実施

新聞広告の掲出や住まいの終活セミナー開催等により、空き家の発生 抑制、活用や適切な管理、除却等を促進する普及啓発を実施する。

(3) 市町村職員向けスキルアップ研修 苦情対応や代執行等困難事案の対応に主眼をおいた研修を実施する。

3 特別交付税措置の概要

区分	取組内容	対象	措置率
補助	・所有者などの調査等・空き家等対策計画の策定	県・市町村	
事業分	・空き家の除却、改修	別門門門	
単独	・体制整備(空き家データベース、相談窓口の設置等)		0.5
,	・空き家の利活用 (空き家バンクの設置等)	市町村	
事業分	・特定空き家の除却・改修		

(担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課)